

平成20年 6 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録

平成20年 6 月25日～26日

場 所 第5委員会室

平成20年 6 月 25 日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 2 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 損害賠償の額の決定について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 請願第 9 号 宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願
- 報告事項
 - ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙 1）
 - ・ 県が出資している法人の経営状況について
宮崎県住宅供給公社（別紙 2）
宮崎県道路公社（別紙 3）
宮崎県土地開発公社（別紙 4）
財団法人宮崎県機械技術振興協会（別紙 11）
財団法人宮崎県産業支援財団（別紙 12）
財団法人宮崎県建設技術推進機構（別紙 16）
 - ・ 平成 19 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙 18）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 宮崎県機械技術センターに係る指定管理者制度の第二期指定について
 - ・ 国際定期便「宮崎～台北線」開設に伴う物産
・ 観光 P R について
 - ・ 新規雇用創出 1 万人について
 - ・ みやざき若者サポートステーションの設置に

ついて

- ・ みやざきアピール戦略方針について
- ・ みやざきフラワーフェスタ 2 0 0 8 開催結果について
- ・ 移住政策の推進について
- ・ 単品スライド条項の運用について
- ・ 指定管理者制度の第二期指定について

出席委員（9 人）

委 員 長	十 屋 幸 平
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	坂 元 裕 一
委 員	星 原 透
委 員	水 間 篤 典
委 員	濱 砂 守
委 員	外 山 良 治
委 員	武 井 俊 輔
委 員	河 野 哲 也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高 山 幹 男
商工観光労働部次長	河 野 富二喜
企業立地推進局長	矢 野 好 孝
観光交流推進局長	江 上 仁 訓
部参事兼商工政策課長	内 戸 保 博 秋
工業支援課長	森 幸 男
商業支援課長	工 藤 良 長
経営金融課長	古 賀 孝 士
労働政策課長	押 川 利 孝
地域雇用対策監	金 丸 裕 一
企業立地推進局次長	長 嶺 泰 弘
商工観光労働部副参事	藤 野 秀 策

観光推進課長 橋口貴至
 みやぎアピール課長 甲斐陸教
 工業技術センター所長 河野雄三
 食品開発センター所長 青山好文
 県立産業技術専門校長 西盾夫

県土整備部

県土整備部長 野口宏一
 県土整備部次長
 (総括) 濱砂公一
 県土整備部次長
 (道路・河川・港湾担当) 山田康夫
 県土整備部次長
 (都市計画・建築担当) 児玉宏紀
 高速道対策局長 岡田義美
 部参事兼管理課長 持原道雄
 部参事兼用地対策課長 小野健一
 技術企画課長 岡田健了
 工事検査課長 富高康夫
 道路建設課長 山崎芳樹
 道路保全課長 東康雄
 河川課長 岩切立雄
 ダム対策監 小城文男
 砂防課長 桑畑則幸
 港湾課長 竹内広介
 空港・ポート
 セールス対策監 前田安德
 都市計画課長 黒田博司
 公園下水道課長 平田一善
 建築住宅課長 藤原憲一
 営繕課長 佐藤徳一
 施設保全対策監 新川正文
 高速道対策局次長 渡邊純教

事務局職員出席者

議事課主査 山中康二

議事課主査 大下香

○十屋委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、今回、議案及び報告事項がない労働委員会については、待機ということで考えております。また、県土整備部については、商工観光労働部が終了した時点で連絡したいと考えております。その間、約10分程度休憩いたしますので、御了承をお願いいたします。日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

御説明の前に、一言お礼を申し上げたいと存じます。後ほど御報告いたしますけれども、宮崎—台北線開設記念の台湾訪問におきましては、星原副議長、十屋委員長並びに外山総務政策常任委員長に訪問団のメンバーとして御参加いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本県の物産と観光を十分に台湾にPRすることができたと考えております。

この場をかりまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、本日は、常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと存じますが、平成20年6月定例県議会提出報告書のうち、県が出資しております2つの法人の経営状況について御報告させていただきますとともに、商工観光労働部をめぐる最近の動きといたしまして、さきの委員会で説明を求められておりました「新規雇用1万人」と「移住政策の推進」、この2項目を含みます7項目について御説明をさせていただきます。それぞれ担当課長より御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○森工業支援課長 県が出資しております法人の経営状況について御報告いたします。

まず、財団法人宮崎県機械技術振興協会の概要について御説明をいたします。

常任委員会資料1ページのお開きください。まず、1の役割等でございます。当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、本県機械金属工業の振興に寄与することを目的として、昭和54年に設立された法人でございます。基本財産は300万円で、うち県の出資額は150万円、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容でございますが、当協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営業務を行っており、主として県北地域を中心とする機械金属関連中小企業を対象に、技術支援、設備利用、依頼試験等の業務を実施しております。

次に、3の組織等でございますが、理事長が延岡市長、副理事長が延岡鐵工団地協同組合理事長となっており、表のような体制となっております。

それでは、経営状況について御説明いたします。2ページでございます。

まず、当協会の平成19年度事業報告書についてでございます。

2の事業実績でございますが、主な取り組みといたしまして、①の技術支援におきましては、技術指導や基礎技術研修のほか、熟練技能者による技術継承を行いますオのテクニカルフェローシップ制度、また②の三次元測定機などの設備利用や、③の建設業や機械金属工業関係の依頼試験などを実施いたしております。

次に、財務諸表についてでございます。ページは前後いたしますが、4ページをお開きいただきたいと思えます。まず、4の正味財産増減計算書から御説明いたしますが、これは、事業活動等に伴い、正味財産がふえたか減ったかの内容を示すものでございます。まず、一般正味財産増減の部でございますが、通常の実業活動に伴う収益費用を計算するものでございまして、(1)の経常収益は、県からの受託事業収益5,434万円余、それから地元の企業や団体からの受取寄附金145万円などで、経常収益の計は5,596万円余となっております。次に、(2)の経常費用は、受託事業費の機械技術センター管理運営受託事業費5,434万円余や、表中ほどの管理費の法人管理費149万円余、これらによりまして経常費用の計は5,583万円余となっております。その下にございます経常収益から経常費用を差し引きました当期計上増減額は、12万円余の増額となっております。この結果、一番下の正味財産の期末残高は、593万円余となっております。前年度に比べて増加をいたしております。

次に、ページを戻りまして、3ページをごらんいただきたいと思えます。3の貸借対照表でございますが、ただいま正味財産増減計算書で

申し上げました財産の増減の結果といたしまして、平成20年3月末現在における資産と負債、正味財産の状況を示したものでございます。Ⅰの資産の部の1の流動資産は、現金、普通預金など計2,147万円余、2の固定資産は、(1)の基本財産、(2)の特定資産など計588万円余で、表の中ほどの資産合計は2,736万円余となっております。次に、Ⅱの負債の部でございますが、1の流動負債は、未払金など計1,990万円余、2の固定負債は、退職給与引当金の152万円余で、負債合計は2,142万円余でございます。Ⅲの正味財産の部につきましては、資産合計から負債合計を差し引きました正味財産の合計593万円余でございます。なお、本年3月末に退職いたしましたプロパー職員の退職金の支出に伴いまして、前年度と比較いたしまして、退職金給付関連の流動資産、固定資産などの増減額は大きくなっております。

続きまして、5ページをお開きください。5の財産目録でございますが、こちらは、貸借対照表の内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

次に、6ページをごらんください。平成20年度の事業計画についてでございます。

2の事業計画であります。特に、平成20年度は、企業ニーズを踏まえて、新たに機械金属工業に関する専門家を企業に派遣して現場指導を行いますために、事業内容の欄の中ほどにありますカのテクニカルアドバイザー制度を創設することとしております。

7ページをごらんいただきたいと思っております。収支予算書でございます。Ⅰの事業活動収支の部でございますが、これは、通常の業務の実施に関する収入及び支出の内容を明らかにするものでありまして、まず、1の事業活動収入の主

なものとしたしましては、収入の欄の中ほどにあります、県からの指定管理料であります受託事業収入5,235万円余や寄附金収入142万円余となっており、事業活動収入の合計は5,388万円余でございます。次に、2の事業活動支出につきましては、機械技術センター管理運営受託事業費の5,235万円余と、表の下の方の法人管理費174万円余であります。次の8ページをごらんください。この事業活動支出の合計は、5,409万円余でありまして、前年度と比較して1,742万円余の減額となっております。これは、前年度に退職金の支出があったことなどによるものでございます。Ⅱの投資活動収支の部でございますが、これは、固定資産の取得など将来に向けた運営基盤の確立に関する収入及び支出の内容を明らかにするものでございまして、2の投資活動支出の備品購入費の50万円のみとなっております。Ⅲの財務活動収支の部でございますが、これは、資金の借り入れや返済による収入、支出の内容を明らかにするものでありまして、当団体には借入金がないため、該当はございません。以上の収入、支出の結果、その下の当期収支差額が157万円余のマイナスになっていることから、前期繰越収支差額157万円余を充当し、次期繰越額はゼロとなっております。

財団法人宮崎県機械技術振興協会につきましては、以上でございます。

続きまして、財団法人宮崎県産業支援財団の経営状況について御報告いたします。なお、当財団の事業につきましては、当課だけでなく、商業支援課及び経営金融課所管事業もございまして、一括して私のほうから御説明させていただきます。また、質問につきましても関係課から回答させていただきます。

資料の9ページをお開きください。財団の概

要についてでございます。1の(1)の目的であります。当財団は、新事業、新産業の創出による本県産業の活性化を図るため、産学官連携による研究開発の推進を初め、創業、新商品・新技術の開発等を行おうとする事業者への支援を総合的に行う中核的支援機関として、他の支援機関などと連携しながら、計画段階から事業化段階までの各種支援及び地域商業の活性化や建設業者の新分野進出等の支援を行っております。(3)の出資状況でございますが、②の出資総額は13億2,500万1,000円となっており、国の出資分を含めた県の出資割合は85.5%となっております。

2の組織等についてでございますが、平成12年に2つの団体が統合されて誕生したことから、創業支援・産学官連携推進・情報部門、これは佐土原の県工業技術センター内に、また、設備資金・取引振興部門は県中小企業会館内に事務所がございます。理事長は知事でございます、表のような体制となっております。

次に、10ページをごらんいただきたいと思っております。当財団の平成19年度事業報告書についてでございます。

2の事業実績でございますが、当財団の事業内容は主として3点でございます。まず、(1)新事業・新産業の創出でございますが、産学官連携による研究開発を推進することにより、新たな技術シーズを生み出し、新事業・新産業の創出を図るものでございます。(2)挑戦する中小企業への支援でございますが、県内中小企業の経営革新や製品開発などの事業活動に伴う支援を行うものであります。(3)地域商業・サービス業の活性化でございますが、中心市街地における中小商業活性化等に関する事業を行うことにより、県内中小商業の活性化を図るもので

ございます。

次に、主な事業の実施状況でございますが、下の表をごらんいただきたいと思います。事業費の欄には事業ごとの事業費を手書きで記載しております。なお、主な業務のみを記載しておりますので、各事業費の積み上げは合計と一致いたしませんので、申し添えます。

まず、(1)の新事業・新産業の創出でございます。①の地域結集型共同研究事業は、現在、当財団を中核機関として、宮崎大学など産学官が結集し、食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出に関する共同研究を実施しているところでございます。19年度は研究成果といたしまして9件の特許を出願するとともに、事業化、実用化へ向けた展開を加速したところでございます。次に、11ページの②のバイオメディカル新技術産業化展開推進事業及び④の知的財産活用支援機能強化事業でございますが、地域結集型共同研究事業の成果や、県内企業が有する特許等の技術移転を推進したところでございます。続きまして、⑤と⑥の事業でございますが、これらは、それぞれ県内において新技術・新産業につながる研究開発を支援するものでございまして、⑤の戦略的地域科学技術振興事業は、大学や産業界のニーズに対応した企業等の基礎研究に対し支援を行い、また、⑥の研究開発支援事業は、県内の有望な産学官の研究グループに対し共同研究を委託したものでございます。⑦の都市エリア産学官連携促進事業でございますが、これは、文部科学省から地域指定を受けた研究開発事業でございまして、九州保健福祉大学内にコア研究室を設置し、ウナギやチョウザメの成分でございますカルノシン、これらの研究を行っております、19年度は4件の特許を出願したところでございます。⑧の創業・新事

業挑戦支援ファンド事業でございますが、県内の2つのファンドに出資をいたしまして、ベンチャー企業等への支援を実施するものでございます。19年度は4社に投資を行ったところでございます。⑫の地域新生コンソーシアム研究開発事業、次のページの⑬の地域資源活用型研究開発事業でございますが、九州経済産業局からの委託を受けまして、合わせて5件の産学官による共同研究を行ったところでございます。

12ページの(2)の挑戦する中小企業への支援についてであります。①の総合相談窓口開設事業は、企業での研究開発や営業・販売等の経験のある専門家を配置し、県内中小企業からの相談等に対応したところでございます。③の経営相談・助言指導事業は、県土整備部からの委託を受けまして、新分野進出する建設業者のためのセミナーの開催や計画策定の支援を行ったものでございます。次に、⑤の中小企業経営基盤強化対策事業でございますが、これは、当財団に設置している基金により、中小企業の新分野進出のための製品開発、技術開発を支援したところであります。平成19年度は新たに1件を交付決定し、平成18年度までに交付決定いたしました案件に対しまして、助成金6,185万6,000円を交付したものでございます。次に、13ページの⑩の設備資金貸付及び設備貸与事業でございますが、中小企業の機械設備導入を支援するため、資金の貸付7件、設備の貸与15件を行ったところでございます。⑫の取引振興事業であります。県内中小企業の取引拡大を促進するため、取引あっせんや見本市出展企業に対する支援、自動車関連産業への参入支援に取り組んだところでございます。

次に、14ページの(3)の地域商業・サービスの活性化についてであります。①の中心市

街地商業活性化基金事業は、街づくり機関が行う中心市街地活性化事業に対し助成を行ったものでございます。②の商業ビジネスサポート事業は、創業予定者を対象としたセミナーや経営相談窓口の開設、情報の提供を行ったところでございます。

続きまして、財務諸表でございますが、2ページ飛びまして、17ページをお開きいただきたいと思います。正味財産増減計算書でございます。Iの正味財産増減の部の1、経常増減の部についてであります。事業活動に伴う収益と費用を計上しておりますが、中ほどにありますように、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、5,482万円余のプラスでございます。次に、2の経常外増減の部でございます。これは、事業活動等に伴わない収益と費用を計上しており、経常外収益から経常外費用を差し引いた当期経常外増減額は、5,410万円余のマイナスでございます。この結果、一般正味財産期末残高は1億7,267万円余となり、前年度に比べ71万円余増加したところでございます。次に、IIの指定正味財産増減の部についてであります。下から5番目に一般正味財産への振替額がございますが、これは、基金を取り崩し一般正味財産へ振りかえたものであります。その結果、当期指定正味財産の増減額は、952万円余の減少となっております。この結果、下から2段目の指定正味財産期末残高は、8億1,000万円余となっております。以上により、一番下の正味財産期末残高は9億8,267万円余と、前年度に比べ880万円余の減となったところでございます。

15ページにお戻りいただきたいと思います。貸借対照表についてでございます。ただいま申し上げました正味財産増減の結果といたしまし

て、20年3月末における財団の資産等につきましては、この貸借対照表のとおりでございます。資産合計は、一番下にありますように、73億1,640万円余となっており、前年度に比べ4億9,958万円余の減となっております。16ページをお開きください。表の中ほどにありますように、負債合計は、63億3,373万円余でございます、先ほど説明しました正味財産合計額は9億8,267万円余となったところでございます。

続きまして、18ページの財産目録でございます。これは、貸借対照表と内容が重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、19ページのキャッシュ・フロー計算書についてでございます。この計算書は、当該事業年度における現金及び現金同等物の収入及び支出を表示するものでございます。前の事業年度、18年度の決算におきまして貸借対照表の負債合計が50億円を超えたことによりまして、新しい公益法人改定基準において今回初めて作成したものでございます。Ⅰの事業活動によるキャッシュ・フローでございます。中ほどの事業活動によるキャッシュ・フローは、2,937万円余のマイナスとなっております。これは、国等の競争的資金に係る財源が20年4月以降に入金される清算払いでございます、3月末までの未収金が多かったことなどによります。次に、Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、2億749万円余のプラスとなっております。これは、基金の取り崩しや有価証券の売却収入によるものでございます。次に、Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、3億3,197万円余のマイナスとなっております。主な理由といたしましては、設備貸与事業、宮崎産業創造設備貸与事業等の県などへの借入金支出が収入を上回ったことなどによる

ものでございます。これらの結果、Ⅳの現金及び現金同等物の増減額は、1億5,385万円余のマイナスとなり、一番下のⅥの現金及び現金同等物の期末残高は14億6,918万円余となっております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと思います。平成20年度事業計画書についてでございます。

2、事業計画をごらんいただきたいと思います。平成19年度で終了しました一部の事業を除きまして、今年度も引き続き各事業に取り組むこととしておりますが、主な内容は19年度事業報告で御説明申し上げましたので、ここでは新規事業を中心に説明させていただきたいと思います。下の表の(1)新事業・新産業の創出、②の食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクトでございますが、この事業は、地域結集型共同研究事業の研究成果の事業化を図るため、共同研究や技術移転を推進することにより、地域企業の新商品開発やベンチャー創出等を促進するものでございます。

次に、23ページをお開きください。収支予算書についてであります。Ⅰの事業活動収支の部でございますが、1の事業活動収入の計35億788万円余、2の事業活動支出の計42億1,867万円余となっており、事業活動収支差額は、7億1,078万円余のマイナスであります。次に、Ⅱの投資活動収支の部でございますが、1の投資活動収入の計が9,088万円余、2の投資活動支出の計が3億5,719万円余となっており、投資活動収支差額は、2億6,630万円余のマイナスでございます。Ⅲの財務活動収支の部でございますが、1の財務活動収入は、借入金収入が33億4,000万円、2の財務活動支出は、借入金返済支出が33億1,761万円余となっており、財務活動収支差額は2,238

万円余のプラスでございます。これにⅣの予備費支出を計上しております、その結果、当期の収支差額は、9億7,115万円余のマイナスとなっておりますが、これに前期繰越収支差額18億128万円余を充当し、残高を次期繰越収支差額といたしております。

以上が財団法人宮崎県産業支援財団の経営状況でございます。

続きまして、最近の動きでございますが、宮崎県機械技術センターに係る指定管理者制度の第二期指定につきまして御説明をいたします。

お手元の委員会資料の24ページをごらんいただきたいと思っております。まず、1の第一期の管理運営実績についてでございます。

(1)の指定管理業務の概要でございますが、施設運営のさらなる効率化や県民サービスの向上等を図るために、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入いたしております。現在の指定管理者は財団法人宮崎県機械技術振興協会でございます、指定期間は平成21年3月31日までの3年間でございます。

(2)の施設利用状況でございますが、平成19年度は、技術指導が231件、基礎技術研修が137人などとなっております、特に基礎技術研修や技術相談等につきましては、利用件数が大幅に増加をしているところでございます。

(3)の施設の収支状況でございますが、第一期の基準価格5,671万1,000円に対しまして、収入及び支出は、平成18年度が5,400万5,000円、平成19年度が5,434万1,000円でございます、経費の縮減が図られたところでございます。

(4)の管理運営状況でございますが、制度導入を契機といたしましたサービス向上等の取り組みといたしまして、熟練技能者による技術伝承を行いますテクニカルフェローシップ制度

や、センター施設の一般公開等が実施されたところでございます。

(5)の評価でございますが、利用者サービスの向上等に関する事業を積極的に実施した結果、企業からの評価は高く、利用者数も増加をいたしております。また、健全な経営が行われますとともに、必要な管理体制が確保されているところでございます。さらに地元自治体を初め関係機関との連携を積極的に図るなど、適正な管理運営が行われたと評価をいたしているところでございます。

次に、資料の25ページをごらんいただきたいと思っております。第二期の管理・募集・運営方針(案)の概要についてであります。

(1)の業務の範囲でございますが、第一期と同様な業務でございますが、特に上から3つ目の機械金属工業に係る知識及び技術の習得に関する業務につきましては、下の米印にありますように、第二期では、企業ニーズを踏まえまして、①の熟練技能者による技術伝承に関する業務と②の専門家派遣による現場指導に関する業務を追加することといたしております。

(2)の指定期間でございますが、21年4月1日から26年3月31日までの5年間といたしております。

(3)の基準価格でございますが、これまでの実績等を踏まえまして、年額5,290万円、指定期間の5年間の総額で2億6,450万円と設定したところでございます。

(4)の募集についてでございますが、募集期間は、ことしの7月9日から9月17日までの2カ月余としており、第一期よりも10日ほど長くいたしております。募集に当たりましては、県公報やホームページ等で広報を行いますとともに、現地説明会を開催することといたしてお

ります。

(5) の資格要件でございますが、①の県内に事業所等を有するまたは設置しようとする法人等であることや、②の契約の履行における不正行為や入札妨害等を行っていないことなど8項目といたしております。

(6) の選定でございますが、①の選定方法といたしましては、一次審査として申請書類に基づいて資格審査を実施し、その後、第二次審査といたしまして、指定管理者候補者選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で審査を実施することといたしております。②の指定管理者候補者選定委員会でございますが、中小企業診断協会宮崎県支部長の委員長を初め外部委員が3名、県職員が商工観光労働部次長、工業技術センター機械電子部長の2名の計5名の委員で構成されております。

26ページをごらんいただきたいと思います。

(7) の選定基準でございますが、住民の平等な利用が確保されること、事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであることなど5つを基準といたしております。

(8) の審査項目・配点でございますが、上記の5つの選定基準ごとに表にありますような審査項目を設け、100点満点として配点をしております。最も配点の高いものは②の公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画の40点でございます。業務に関する提案内容、業務に対する意欲、利用者サービスの向上に関する提案など7項目としております。次に、④の事業計画を着実に実施するための管理運営能力の30点でございます。必要な体制の確保、職員の能力育成など8項目としております。二次審査におきまして各委員がこの基準に基づき審査を行い、最も高い得点の申請者を指定管理者候補者に選

定することとしております。

次に、27ページをごらんいただきたいと思います。最後に、3のスケジュールについてであります。7月9日から募集を開始いたしまして、10月上旬に第2回の選定委員会を開催した後に、11月議会での御審議、議決を経て、指定管理者を指定したいと考えております。

説明は以上でございます。

○工藤商業支援課長 28ページ、国際定期便「宮崎—台北線」開設に伴う物産・観光PRについて御報告いたします。

1の宮崎の観光と物産フェアin台北でございます。これは、去る5月30日から6月11日の13日間、台北市にあります太平洋SOGO復興館で開催し、県産品の一層の販路拡大と宮崎のPRを行ったところでございます。内容といたしましては、(2)の①にありますように、販売品として完熟マンゴー、日向夏、メロンといった農産物や漬物、お茶、ドレッシングといった加工品、それから焼酎など、34社の135品目を販売したところであります。そのほか、②にありますように、観光コーナーを設置いたしまして、宮崎のリーフレットの配布や観光ポスターの掲示、観光ビデオの放映を行いまして、宮崎の紹介をいたしました。また、③のPRイベントにつきましては、6月1日に知事のトップセールスのほか、花の女王による宮崎のPR、太鼓演奏といったステージイベントを計3回実施したところであります。フェア期間中の売り上げは、日本円に換算しますと約400万円で、これは、最近の海外のスーパーでの物産フェアの中では最も売り上げが上がったところであります。また、会場には多数の地元マスコミの取材がありまして、宮崎や宮崎の産品を台湾の人々にPRできたのではないかと考えております。台湾は、地

理的にも近く、親日的で、香港と並んで食料品の輸入規制が比較的緩やかなことから、有望な市場であると考えておりますので、物産フェアの開催などを通じまして、本県農産物や加工品等のスーパーでの定番・定着化を図るなど、今後とも、積極的な販路拡大を図ってまいりたいと考えております。

物産フェアにつきましては、以上でございます。

○橋口観光推進課長 引き続きまして、観光推進課からは、2の「宮崎の夕べ」以下について御説明を申し上げます。資料にありますように、6月2日には星原副議長、十屋委員長にも御出席いただきまして、(1)(2)にありますように、台北のシェラトンにおきまして、台湾政府外交部の所長など台湾政府の幹部の方々、エバー航空、台湾の旅行会社の社長など、代表者の皆様、マスコミ等をお招きして「宮崎の夕べ」を開催したところでございます。ここでは、定期便の就航をお祝いするとともに、就航に御尽力をいただきました関係の方々に感謝の意を表したところでございます。あわせまして、本県観光地の映像、芸能、特産品などを参加者の方々に紹介し、宮崎のPRを行ったところでございます。

また、3にありますように、6月2日～3日にかけてまして、観光交流推進局長を先頭にいたしまして、台湾旅行会社10社と日本観光協会台湾事務所を訪問いたしましたところでございます。このうち、旅行会社におきましては、これまでのチャーター便による宮崎への送客についてお礼を申し上げますとともに、台湾便就航の報告、そして、台湾便を活用しての今後一層の送客をお願いしてまいりました。また、送客に当たりましては、広く県内宿泊の多いプランの造成を

お願いしたところでございます。また、日本観光協会台湾事務所におきましても、台湾での本県PRへの一層の御協力をお願いしたところでございます。

議会の皆様方を初めとする長年の御努力が実りまして、ようやく就航の運びとなりましたこの定期便を最大限に活用して、今後、一人でも多くの観光客を本県に誘致できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○金丸地域雇用対策監 続きまして、新規雇用創出1万人について御説明いたします。

資料の29ページをお開きください。まず、1の基本的な考え方についてであります。雇用とは、働く場の創出であり、雇用者、いわゆるサラリーマンだけではなく、新規創業による起業家、新規就農者など、県の施策により創出された雇用等の第1次産業から第3次産業までの合計と定義しております。具体的には、下の具体例として①から④に示しておりますように、新規立地企業による雇用創出や福祉施設の整備に伴う雇用創出、後継者を除く農林水産業への新規就業者その他であり、期間につきましては、2にありますように、平成19年度から22年度までの4年間としております。また、3の平成19年度の実績につきましては、新規立地企業による雇用創出は1,174人でありましたが、②から④につきましては、現在、19年度実績に関する統計データがまとめられ、順次公表されているところでありますので、資料の収集・分析に努めているところであります。

続きまして、「みやざき若者サポートステーション」の設置について御説明いたします。

資料の30ページをごらんください。まず、1の趣旨であります。学校卒業者もしくは中途

退学または離職後一定期間無業の状態にある若者、いわゆるニートと呼ばれる若者やその保護者等を継続的に支援することにより、職業的自立を促進するものでありまして、米印に示しておりますように、国が民間団体に委託して実施するものであります。

次に、2の実施団体等ではありますが、実施団体は宮崎総合学院グループの株式会社宮崎コミュニティーカレッジで、5月26日に開所いたしました。利用時間につきましては、平日の午前10時から午後5時までとなっております。

次に、3の支援対象者等でございますが、ただいま申し上げました、いわゆるニートの状態にあるおおむね15歳以上35歳未満の若者及びその保護者等としております。また、対象地域は、20年度につきましては、宮崎、西都、児湯地域の11市町村としておりますが、21年度以降に県内全域への拡大について検討を行っているところであります。

次に、4の実施事業の概要につきましては、(1)から(5)に示しておりますように、支援対象者の把握や支援プログラムの実施、保護者へのサポートなどではありますが、この事業の特徴は、(2)の家庭訪問でありまして、ひきこもり等の状態にある若者に対しては、関係機関と連携して家庭を訪問し、カウンセリング等による支援を行うこととしております。

次に、5の実績につきましては、開所以来約1カ月となりますが、この間、来所、電話合わせて92件の相談があり、その3分の1以上が保護者からの電話相談となっております。

なお、国におきましては、今年度中に全国77カ所に設置する予定であり、既に75カ所が指定を受けているところであります。

私からの説明は以上であります。

○甲斐みやざきアピール課長 引き続きまして、まず、みやざきアピール戦略方針につきまして御説明させていただきます。

資料の31ページをごらんいただきたいと思います。これは、宮崎のアピールをどうやってやっていくかという方針を整理したものでございまして、庁内のいろんな関係各部と協議をしながら、まとめたものでございます。この31ページが表紙に該当するものでございますけれども、ここに書いております内容につきましては、まず、「総力戦で宮崎をアピール!!」ということで、宮崎そのものを最終的には認知度を高める、評価をしていただくということで、「まるごとブランド化」ということで銘打っております。そのために、下のほうに書いてあります、今のブームを定番・定着化に持っていきたいということでございまして、この表紙に「宮崎はココヤが!」というはっぴの写真を入れておりますけれども、これは、当面は、ある意味では宮崎の場所を知らないという残念な事態もございまして、それを活用してこの話題でいろいろ注目を集めていこうということでここに載せております。

具体的な内容でございまして、まず、32ページをごらんいただきたいと思います。この戦略の体系といたしましては、下のほうに図がありますけれども、県庁全体としていろんな各部がこれまでアピール、それぞれの広報・宣伝をやっておりますけれども、それを共通の認識を持ちながらやっていこうと、そして、その中で今、効率的に効果の高いトップセールスを中心としてアピールを織り込んでいこうという趣旨でございまして、この32ページの上のほうに基本的な方針が書いてありますけれども、まず、ブームから定番・定着化を図るということで、

今、宮崎ブームが起きておりますけれども、この機会を逃さずに、いろんな旬の魅力など、これを効果的に情報発信しまして、例えば、マンゴーなら宮崎のマンゴーだと、そういったイメージを確立する、そういったことで定番・定着化への転換を図っていきたいと思っております。そのために、こういった戦略方針を策定しまして、県庁全体が共通の認識を持ち、その中で特に全体を牽引する方策としまして、トップセールスにも力を入れてやっていきたいと思っております。

具体的な内容としましては、まず、33ページをごらんいただきたいと思っております。まず、県庁全体として、総力戦としてのみやぎきアピールですけれども、いろんな場面で宮崎をアピールする機会が各部局においてもございますので、その都度、同じ共通意識を持ちましてそれぞれが情報発信に取り組むということで共通の認識を持っております。具体的には、ここにありませんとおり、チャンスと見ましたらそれを逃さない、それから、具体的な視点を持ってより効果的なアピールとなるように取り組むと。そして、そのために共通化を図る意味でも連絡体制をとるということで、これまでもそういった実務レベルでの意見交換を行っております。具体的な視点というのを33ページに書いておりますけれども、それを具体化したのが34ページの別添1でございまして、こういった視点を共通認識とするという内容でございまして、まず、旬をアピールするということで、その季節あるいは話題に応じたものを活用すると。今の「宮崎はココやが！」というの、話題になりました、宮崎の場所を知らないということを活用したものでございます。それから、情報発信の効果的な手段としまして、マスメディア、パブリ

シティをいろいろ工夫しながら活用すると。それから、PRできるもの、売れるもの、しっかりとした品質や取り組みなどに裏打ちをさせており、信頼できる本物をPRすると。そして、まだ例えばマンゴーほどになっていなくても、そういった可能性のあるもの、そういったその他のものを活用しましてイメージリーダー化を図ると。それから、具体的な、効果的な、あるいは注目を集める方法といたしまして、例えば、他県と組んだり他の企業と組んだりということも話題をより高める手段だというふうに認識しております。それから、最終的な物とか、観光地等も含めてですけれども、そういった形だけではなくて、下にありますのは、例えば「おもてなしの心」など、そういった有形無形、それから、例えば、品物ができるまでの経過等の、それ担う感動的な出来事、そういったことも積極的にアピールをしたいというふうに思っております。

次に、その中で特に核となりますトップセールスを中心としたアピールというのを35ページ、36ページにまとめております。35ページの上のほうにまず基本的な方針を書いておりますけれども、宮崎の魅力を発信するためには、やはり、まずマスメディアの活用が、これはたくさんの方が見るという意味では非常に効果的で、現時点ではトップセールスがそれに非常に効果的でございますので、そういったものをイメージ戦略等も踏まえて、より注目を集め、効果的な情報発信を行っていくということで工夫をし、取り組みたいと思っております。具体的にどう図るかというのは36ページで後ほど御説明したいと思っております。そして、各関係部局がこれまでいろいろトップセールスを行っておりますので、そういったところとの連携を図り、あるいは総

合的な調整を図りながら実施していきたいと思
います。

36ページに具体的なトップセールスの方針あ
るいは方策といたしまして、いかに注目を集め、
話題性をつくり、あるいはマスメディアから注
目され、マスメディアを通して情報発信できる
かということ、先ほどの総力戦と一部重複し
ますけれども、旬をアピールということ、一
番効果的な時期に効果的な方法で発信をすると。
それから、できましたら各部が持っております
いろんなトップセールス等も組み合わせること
によりまして、より総合的なトップセールスあ
るいは宮崎の売り込みを図りたいと。それから、
コラボレーションと申しますか、ほかの県とか
企業、既にこれまで例えば東京都庁とも共同で
実施し、あるいは先般は山形県と東京でサクラ
ンボ、マンゴーの共同キャンペーン、そういっ
たものも行いまして、非常に注目を浴び、効果
的なキャンペーンできたのではないかと感じて
おります。また、企業とも、イオンその他とい
ろいろ提携しておりますけれども、そういった
ことも今後やっていきたいと思います。そうい
うことで、いろんな社会的話題も活用しまして、
パブリシティに乗るような、そういった工夫
をしながらトップセールスを行いたいと。それ
にあわせまして、宮崎をイメージしてもらうよ
うな、そういった戦略も並行して練るために、
具体的な、あれを見たら宮崎だというイメージ
のわくようなシンボルマーク、そういったもの
も活用していきたいと思っておりますし、それか
ら、いろんな情報誌も刷新することによりまし
て、宮崎の印象づけを行いたいと思います。そ
れから、宮崎大使あるいは宮崎応援隊という全
国に募集しました方々もおられますので、そう
いったファンの方、そういった方々の拡大も通

じまして、口コミの情報も活用していきたいと。
最後に、そういった定番化のために、あの品物
なら、あるいは行くんだったら宮崎だと、そう
いったイメージを植えつけたいと思ってい
るところでございます。

続きまして、フラワーフェスタ、今年度の開
催結果につきまして御報告をさせていただきます。

資料は37ページをごらんいただきたいと思
います。ことしは3月15日から5月11日まで58日
間、主催、花とみどりのみやぎづくり推進協
議会ということで、会場はこういったいろんな
種類がございますけれども、特にその中心とな
りますフラワーフェスタ会場、ことしは1つふ
えまして10会場でございますけれども、それを
踏まえて、あるいは含めまして、昨年122会場
より32会場ふやしまして、全県下154会場で開催
されました。

この開催の概要等でございますけれども、ま
ずは、非常に会場の数がふえまして、全県下
的なイベントになりまして、県民総力戦の花と緑
によるおもてなしイベントの性格も強まったの
ではないかと感じております。それから、(2)
でございますけれども、その中にいろいろな集
客のイベント等もございまして、例えばことし
ですと、宮崎国際音楽祭のキャラバン演奏会が
開催されまして、あるいは大型連休中の夜間
営業、あるいは東京ディズニーランドが開園25
周年を記念しまして、「こどものくに」でもいろ
んなパフォーマンスをしていただきました。そ
れから、いろんなチェックポイントを回った方
にいろいろ景品等も差し上げるフラワーラリー、
これは過去最高の5,371通の応募がございま
した。それからまた、地域独自の取り組みとし
まして、例えば青島地域におきましては、地域の

方が「ぐるっと青島フラワーフェスタ」といったこと等も開催されまして、より地域的な、あるいは県民総ぐるみ的な中身になったのではないかと考えております。

下のほうに10会場の入場者数を掲げておりますけれども、ことしは77万4,992名、昨年より減少しております。この理由は、特に会場ごとに見ますと、西都原古墳群が非常に減少しておりますわけでございますけれども、これは想像いたしますに、一つは開花時期が少しずれまじたり、週末も去年よりも少し雨が多かった、そういった事情があるのではないかと考えておるところでございます。以上がフラワーフェスタの御報告でございます。

それから、最後になりますけれども、前回、移住の例えばメリット・デメリット等の説明をという御指摘がございまして、それにつきましてまとめましたのが38ページ及び39ページでございます。これにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。きょう御報告する前提といたしまして、具体的な世帯をモデル化しまして、そのいろんな経済波及効果とか、そういったものを試算いたしまして、その結果でまとめております。その内容は後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、38ページのほうから御説明をいたします。移住政策の目的ですけれども、今、御存じのとおり人口減少とか少子高齢化が進行するという中で、地域の活力を維持し、あるいは活性化を図っていくためには、1つは、人々の自然とか地域志向の流れがあることを踏まえまして、本県としましては、あらゆる世代を対象としまして、移住あるいは二地域居住、そういったものを促進することによりまして、交流人口等の増加、それから、移住者が有する豊富な知識

と経験を生かした地域活性化を図る必要があるということから、この移住政策に取り組んでおります。

この具体的な効果といたしまして、3点ほど整理をしておりますけれども、まずは移住の方が宮崎に住まれるということで交流人口がふえますけれども、さらにその方を通して具体的な消費活動が発生し、後で御説明いたしますけど、例えば、40歳ですと、生涯に約2億円近い消費をされまして、その結果の2億5,000万の経済波及効果が生まれるのではないかと思います。それから、その次ですけれども、片や高齢になるに伴いまして、地域のほうにとりましても、あるいは市町村等にとりましても、医療等の公的負担、財政負担が発生するわけございまして、これは、一般的に申し上げましたら、高齢者の方になればなるほど、そういった公的負担がふえる、片や税収は減っていくということで、公的な支出レベル、地域負担のレベルで見ますと、税金等を払われる金額とそのために必要な医療負担等の公的な負担が接近してくる、そういう傾向がございまして、それから、もう一つは、県外から移住の方が来られることによりまして、その方の持つておられる非常に豊富な知識とか経験、こういったことによりまして地域活性化の社会的効果が期待されるのではないかと考えております。

具体的に、既に5月末現在で、知事就任以降に*58世帯が来ておりますけれども、どんな方が来られるかという事例をここに書いております。例えば、美郷町、前の北郷村が中心ですけれども、備長炭をつくるために、20代から60代の全くそれぞれつながりのない方6世帯が住んでおられまして、炭焼きをしておられます。あるいは40

※23ページに訂正発言あり

代の方が五ヶ瀬町に来られまして、NPO活動を通じまして、いろんな子供の方あるいは多くの住民の方とさまざまな自然体験活動を行っている。それから、60代の方でも、例えば西都市のほうに来られました方は、サラリーマン生活から、宮崎のほうに来られまして地域の観光推進の仕事に従事しておられます。こういったことで、いろんな年代の方が県でもいろんな場所に住んでいただきまして、それぞれいろんな地域活性化を含めた社会活動に従事していただいております。こういう状況になっております。

最後に、それを進める課題ですけれども、やはり移住者の方に来ていただくというためには、本県の情報を的確に、必要なこととお知らせするというまず必要がございますので、県外事務所で相談窓口の設置あるいはホームページ、そういったものを開設いたしまして、情報をなるべくたくさん的確にお知らせするという体制を整えまして、あるいは大都市圏で移住セミナーを開催しまして、本県の住環境、そういったことのアピールに取り組んでおります。また、具体的に移住に来られる方にとりましては、本県で生活をされるわけですから、住宅、医療、その他いろんな多分野にわたる環境と関係がございますので、そういった意味では県の関係部局あるいは市町村、その他のさまざまな関係機関と連携をとりまして、移住された方が住みやすい、あるいは地域の社会生活に溶け込みやすい受け入れ態勢を整える必要があると思っております。

39ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、今、御説明いたしました前提となりますモデル世帯というのを試算いたしまして、ここに書いておりますけれども、私どもが選びましたのはこの2種類でございまして、1つは、40

歳で本県に移住されまして、御夫婦2人、ともに40歳、ともに10歳の子供が2人おられるということをお仮定いたしまして、85歳まで45年間、宮崎にその後住まれる。まず、その40歳の方は宮崎で仕事をされる勤労者世帯であると、子供は20歳で独立をする。もう一つは、60歳で移住されまして、これは御夫婦お二人だけで、そしてやはり85歳まで25年間その後宮崎に滞在されるということで、いろんな統計資料あるいは係数、指標、そういったことを活用しまして試算をしたのがこの結果でございます。

まず、県内の経済波及効果でございますけれども、例えば、40歳の方が最終需要額としてどのくらい消費をされるかということをお、これは総務省の統計全国消費実態調査の本県におけるデータをもとにはじいたものでございますけれども、1世帯の最終需要額が1億9,000万円、それに伴いまして、例えば、物を買えば、今度はその物をつくるための材料となる新たなまた需要が発生するというようなことでの経済波及効果、これが全部で2億5,000万になると見込まれます。それから、60歳の方が移住された場合に、同じような試算ですと、最終需要額が1億円、それに伴います経済波及効果が約1億4,000万ということで、これだけのいろんな経済効果が出てくると思っております。

他方、住まれた方が払われる税収でございますけれども、これは主な項目を選びまして試算をいたしますと、移住世帯の方が納付される地方税、そういったものが中心の税収の試算いたしましては、①にありますとおり、約360万円になると。それから、今度は、移住された方が、2億5,000万等の経済波及効果がございまして、そういった消費を通じまして、例えば売った先のそういったところがまた新たな雇用が生

まれ、新たなその方が年収の増加に伴う税金を負担する、あるいは企業がいろんな事業に伴う税金を負担する、そういった効果といたしまして、約890万円の税収が発生する、合わせまして約1,240万の40歳の方の場合に納税が発生すると。それから、同じような試算を60歳の方でいたしますと、これは、やはりどうしても税を納める金額というのは減るわけですが、本人が納める金額、これは自動車税等が中心ですが、約60万円、それから、経済波及効果に伴う税的な収入が490万、そういったことで約550万の税収が発生すると。

他方、特に高齢化になりますと福祉関連の支出、公的負担、そういったものがふえますけれども、特に国民健康保険、後期高齢者医療あるいは介護費用、この項目につきまして試算をいたしますと、40歳の方で約600万円ほどの、いわゆる本人負担以外の公的に負担すべき費用が発生する。60歳の方の場合には、それが約500万ということで、高齢化になるに従いまして納める税金と公的な負担が接近してくると。これはあくまでモデルケースですから、概略を見るための項目を抽出しておりますけれども、こういった傾向がございます。

以上で御報告を終了いたします。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、財団法人2法人に係る報告事項について、質疑はありませんか。

○河野哲也委員 産業支援財団の事業内容でちょっと確認をさせてください。

1点は、12ページの情報化支援活動事業の中の「産業支援みやざき」の冊子を送付されてきて、内容を見させていただくんですが、県内の事業家の活動とか事業内容とか非常にわかりやすく掲載されていて、僕でも興味を持って読ま

せていただいているんですけど、年3回の5,700部というのは、配布先というんでしょうか、それを教えていただけますか。

○森工業支援課長 市町村、商工関係団体、それから重立った企業とか、そういったところいろいろな配布をいたしております。

○河野哲也委員 県外への配布というのは。

○森工業支援課長 県外にも一部配布いたしております。

○河野哲也委員 県外はどのあたりに、行政とか……。

○森工業支援課長 今のところ、県の県外事務所には配布いたしておりますけれども、それ以外のところについては、申しわけございません、今、把握いたしておりません。

○河野哲也委員 資料として後からでも結構なんですが、(2)の挑戦する中小企業の支援の中の④総合相談窓口開設事業910件、⑧の中小企業等支援ファンド事業の6件、それと⑩の設備資金貸付及び設備貸与事業、計22件、これの地域別というんでしょうか、大まかで結構なんですけど、県北、県央、県南ということではいくとどういうふうな状況になっているか、もし、わかれば。わからなければ、また後から資料でいいんですけれども。

○古賀経営金融課長 まず、12ページの⑧の中小企業等支援ファンド事業ですけれども、これは、平成15年にファンドを設置いたしまして、ファンドから出資をいたしておるわけですが、県北が1件、あとは県央でございます。それと、次の13ページ、⑩の設備資金貸付及び設備貸与事業ですけれども、これは、個別企業に貸し付けておまして、今、手元にございませぬので、後ほど御報告いたします。

○森工業支援課長 まず、総合相談窓口の地域

別の状況でございますけれども、こちらのほうは業種別で手元に集計いたしております、地域別についてはございませんので、後ほど提出したいというふうに思っております。以上でございます。

○河野哲也委員 細かいことですが、⑤の中小企業経営基盤強化対策事業ということで、新分野進出のための開発ということで1件あるんですけど、これは具体的にはどういう内容の事業ですか。

○森工業支援課長 この研究開発につきましては、従来のマイクロホンと違いまして、光波を使いましたマイクロホンの技術開発というものでございます。現状のマイクロホンでは各種工場での高温の環境とか、あるいは高電圧の機械の近辺では使えないというふうな問題等がございますので、光波を使いましたマイクロホンを利用できないかというふうな技術開発でございます。

○河野哲也委員 この事業は1億ぐらいになっているんですけど、今の事業は20年度も継続とか、そういう部分に対して支援というのは、また新しく新規の開発に20年度……。

○森工業支援課長 20年度の計画のところでございますでしょうか。

○十屋委員長 継続して事業に支援するののかということだと思っております。

○森工業支援課長 失礼しました。先ほどお話ししたのは、19年度の事業でございます、本年度は、また新たに募集をいたしまして、審査の上、決定をするということにいたしております。

○河野哲也委員 (1)の新事業・新産業創出ということで大学との連携の中で開発していくとあるんですけど、企業が例えば新分野の開発

をするのに大学の研究を必要とするといった場合、また、逆に大学が研究した成果を企業に提供したい、売りたいとか、その間を取り持つ機関というのはこの機関なんですか。

○森工業支援課長 そうでございます。そのために国のほうで新事業支援の中小企業支援センターあるいは中小企業創造・新事業の関連法案の総合的な中核機関ということで認定をされております。

○古賀経営金融課長 先ほど留保しておりました13ページの⑩の設備資金貸付及び設備貸与事業関係でございますが、地域別に申し上げます。まず、アの設備資金貸付事業7件でございますが、県央が5件、県西が2件です。そして、イの設備貸与事業でございますが、県央が4件、県北が1件です。ウのみやざき産業創造設備貸与事業、10件ございますが、県央が5件、県西が5件、以上でございます。

○武井委員 財団法人宮崎県機械技術振興協会並びに県機械技術センターについてお伺いをいたします。

まず、もともとこれは延岡のほうにありまして、延岡のほうは機械金属工業があるということで、延岡にある意義は十分認めるところなのですが、県央とか県西、県南のほうの例えば技術指導とかに県北エリア以外のところの方でも入ったりというのはどの程度あるのでしょうか。

○森工業支援課長 県南・県西地区につきましては、佐土原のほうに県の工業技術センターがございますので、そちらのほうで中心に対応いたしております。

それから、機械技術センターにおきます地域別の利用状況でございますけれども、おおむね8割程度が県北地域の方が御利用されているという状況でございます。

○武井委員 わかりました。確かに、佐土原がありますから、それはそれで承りました。

3ページの退職給付引当金の話が先ほど出ておったんですが、退職された方1名ということで、1,500万円余ということなんですが、勤続大体何年ぐらいの方が退職をされたということでしょうか。

○森工業支援課長 25年でございます。

○武井委員 ということは、それは、おおむね県の皆さんに準じた形での金額ということでしょうか。

○森工業支援課長 大体同じような水準でございます。

○武井委員 わかりました。

次、24ページについて御質問をいたします。指定管理の関係でございますが、指定管理を今、一期目をやって、二期目を指定していこうということなんですが、実際に指定管理にしたことによってどういう効果があったとか、例えば経費が安くなったとか、その辺があれば教えてください。

○森工業支援課長 まず、経費の節減面でございますけれども、第一期の指定をするときに標準価格というものを県のほうで設定をいたしております。これは過去の実績等を踏まえて設定したものでございますけれども、それに対して、それを下回る価格で第一期の指定を行っております。その関係でおおむね3年間で1,000万円弱ぐらいの経費節減ができたのではないかなと思っております。

それから、もう一点は、県のほうでいろんな業務の範囲は決めますけれども、具体的な実施につきましましては、提案者のいろんなアイデアを盛り込んで、こういうことをやりたいというふうな提案がなされますので、そういった面では

非常に効果があったのかなと思っております。特に、テクニカルフェローシップ制度、熟練技能者による若手技術者の育成、これにつきましても指定管理者からの提案があったものでございます。

○武井委員 このときの指定管理は、応募状況はこの協会だけだったんでしょうか。状況を教えてください。

○森工業支援課長 協会だけでございます。

○武井委員 ちなみに、この財団の所在地を教えてください。細かい住所までは結構ですが、鐵工団地の中にあるという理解でいいのかということをおっしゃって……。

○森工業支援課長 延岡の鐵工団地内でございます。

○武井委員 としますと、実際にこの協会の副理事長が鐵工団地の理事長を兼ねているというようなことで、また二期に向かっていうことになっていくんですが、事実上は、募集したところでここしか応募できないというような状況、事実上ここしか扱えないのではないかという感じがするんですが、そういうことはありませんか。

○森工業支援課長 第一期は説明会のときには2社、話がございました。結果として1社の応募があったということでございます。そういうことも踏まえまして、今回は、多少応募の期間を長くするとか、広報関係にも力を入れていきたいということで、あくまでも公募でございますので、できれば複数応募していただくことを願っているところでございます。

○武井委員 としますと、この財団が機械技術センターの指定管理をとれなかったと仮定した場合、とれなかったとした場合は、この財団の業務というのは、基本的には運営ということが

業務ということのようですので、仮にとれなかった、とらなかつたとしたら、この財団の解散というか、今後の存続というのはあり得るものなんでしょうか。

○森工業支援課長 存続そのものがどうかということまでいくかどうかわかりませんが、主にこのセンターの管理運営をやっているということでございますので、もし、それがとれないということになりますと、事業全体はほとんどなくなるということでございますので、運営上はかなり厳しくなるのかなと思っております。

○武井委員 もちろん、そういう状況ですので、こうやって見ますと、ここが続けていくのかなというような印象も私、持ってしまったものですから。それはそれとして、とにかくしっかりとした広報をして、民間の方でも別の方でもとにかく応募がふえるようにまた努力をしていただきたいと思えます。以上です。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

それでは、その他の報告事項につきまして、質疑はありませんでしょうか。

○武井委員 引き続きになりますが、質問をさせていただきます。

まず、28ページの台湾の関係から少し伺いたいと思うんですが、ありようとしては非常によろしいと思うんですが、1つ教えていただきたいと思うんですが、今度、宮崎と同時に石川の小松が引いてきたと思うんですけれども、例えば宮崎はこういう形でPRをしているんですが、当然、ライバルとしては非常に見ていかなければいけないと思うんですが、例えば、先方はこういうことをやっていたとか、先方のやっていることでこういうことは参考になるんじゃないとか、ちょうど同じ時期に引かれるわけですから、まさに比較対象だと思うんですが、何か

ありましたら教えていただきたいと思えます。

○橋口観光推進課長 小松のほうを利用しております北陸3県が一緒になって、向こうもトップセールスといいますか、そういったものもかけているというふうな情報もございました。そういったことで、向こうも1つの県ではなく一定の圏域、北陸3県ですけれども、そういったところで共同してセールスしているというふうな取り組みでございます。そういったところで、私どもも宮崎だけで考えていくのではなくて、南九州あるいは九州全体でいろんな取り組みをしていかなきゃいけないなというふうなことでございます。北陸のほうでも、台湾の方々というのは雪とかあるいはドラマとか、そういったものに非常に興味・関心を持っておられるというふうなことで、宮崎も最南端のスキー場を持っておりますので、そういったところも一つのアピールポイントになるのかなというふうなことを感じているところでございます。以上でございます。

○武井委員 先方さんは、例えば森喜朗さんが行かれたとかいろんなことでかなり話題づくりをされたということもありましたので、ぜひ、また研究をしていただきたいと思えます。

台北線でもう一つ、現地に置いています宮崎県の駐在員がいるかと思うんですけれども、台湾事務所ですか、路線の活性化において、せっかく宮崎県がお金を出して台湾にいるわけですから、そういう人たちの利活用の方策みたいなものというのは何かあれば教えていただきたいと思えます。

○橋口観光推進課長 向こうには現地の駐在員の方がいらっしゃいますので、先ほど報告もいたしましたけれども、日本観光協会の台湾事務所もでございます。そういったところと一層、駐

在員の方々も連携を深めながら、宮崎の台湾における最前線でいろいろと情報収集なり、旅行会社との日々のいろんな連携、働きかけというものを期待しているところをございまして、私どもとしても、そういった駐在員の方々とも密接に連携しながら、うまく活用していければなというふうに考えておるところでございます。

○武井委員 ありがとうございます。

次、29ページの新規雇用の件、お伺いをいたしたいと思います。いろいろ具体例が書いてあるんですが、農業とかはちょっと置いたとして、雇用創出というのは基本的には正社員なのか、例えば、パートとかバイトとか派遣とかいろいろあると思うんですけど、どの範囲までがそもそも雇用という範囲に入っているという理解でよろしいのか伺います。

○金丸地域雇用対策監 雇用の形態についてありますが、1万人のプランの中では明確な定義はしておりません。ただ、今、雇用形態はいろいろありますので、全体の中でやっていきたいと思っておりますけれども、雇用の安定という件につきましては、この1万人とは別の問題として非常に重要なことでございますので、この前も新規高卒の経済団体に対する申し入れでも、できるだけ正規でというお願いをしたところでございますが、この問題とは別に、常に正規雇用化というのは働きかけていきたいというふうに考えております。

○武井委員 例えば工場なんかですと、明確に短期でとか季節労働とかいうふうにうたって雇用をする場合というのが当然あります。新規開店に伴うパートみたいなものもありますので、要は、明らかに1年とか2年とか継続して雇用される、つまり、雇用がいつまでというのが明確に決まっているものというのが新規雇用にカ

ウントされれば、次の年にもまた季節労働がと、どんどんそれが積み重なっていくことになってしまうんですが、その辺というのはどうなんですか。私はそういう季節雇用とかパートとかというのは含めるべきではないのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 労働局の統計との問題があるんですが、常用という言い方をしておりますが、基本的には4カ月以上ということで、確かに、おっしゃるように、一定期間以上のものでなければ雇用創出にならないというふうに思っておりますけれども、どういう統計データとして出てくるのかというところを見ないとなかなかあれですので、少なくとも一定期間、長期のものでなければならぬとは考えております。以上です。

○武井委員 でしたら、改めて雇用の定義みたいなものをまたここに含めていただきたいと思えます。

もう一つは、先ほどアピール課のほうでもあったんですが、農業への新規就業とかというのがあるんですが、例えば綾町なんかを見てもそうですけど、離農していく人もいますよね。夢破れていく人もあれば、諸般の事情で帰らなきゃいけないとか、いろんなことがあると思うんですが、そういった意味で、実際にここの雇用が、これは前も出たんですけれども、離職とか離農とか、そういったものもあわせてデータとしてないと、要は足し算だけという話になってしまうんですが、そういったもののデータというのはとって把握していかれる意思があるのか、また、それもあわせて新規雇用の中でマイナスの分はこれぐらいでみたいなのは公表していくということはお考えなのか、伺います。

○金丸地域雇用対策監 以前からも指摘されて

いることをございますので、当然、調査をした上で、どういう形でまとめるかということを経御報告したいと考えております。

○武井委員 最後に2つだけ御質問しますが、アピール課の36ページのところですけれども、トップセールスがあって非常によくまとまっていると思うんですが、県民総力戦という言葉が出てくるんですが、県庁にも1万7,000人ぐらいの職員の方がいらっしゃると思うんですが、県の職員の皆さんお一人お一人には、例えばどういうことに心がけてほしいとか、この人たちが動くだけでも宮崎県、大分変わっていくんじゃないかなと思うんですが、職員の皆さんお一人お一人に対してアピール課としてどういうことを投げかけていくとか、何かそういったものがあれば教えていただきたいと思ひます。

○甲斐みやざきアピール課長 そういった方向は大変望ましいことですので、一つは、それぞれ事業を通じての各部がいろいろ宣伝をするということはあるかと思ひますけど、それをさらに一層推し進めれば、各県庁個人の方がいろいろな友人とか個人的な機会ごとに宮崎の物産とか観光をPRするとか、そういった意識が非常に高まっていけば、これはまた有効なPRになるんじゃないかと思ひております。

○武井委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。その辺も非常に重要なかぎだと思ひております。

最後、1点だけ、37ページ、フラワーフェスタの件をお伺ひしたいと思ひますが、ことし、例年と違って特に特筆すべきところでミッキーが来たと思うんですけれども、ミッキーが来た効果、例えば人数の中にミッキーが来たのは入っているのかとか、またミッキーの効果はどのようなものがあったのか、非常ににぎわったという話は聞いているんですが、教えていただきたい

と思ひます。

○甲斐みやざきアピール課長 ことしはフラワーフェスタの目玉でございまして、そういう意味では、この開催によりまして、たしか、その日に「こどものくに」で、ちょうど雨と重なりました、本当はたしか4回するはずが、少し回数が減ったんですけれども、それでも2万人ほどの集客につながりまして、その数字は「こどものくに」での入場者数に入っております。やはりそういったことは大変効果的だったと思ひております。

○武井委員 あの日はたしか1日が5万人ぐらいでしたか、どれぐらいだったんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 受けております報告は、ディズニー自体の集客の試算としましては、1万6,000人以上のディズニーに伴う効果があったのではないだろうかというふうに聞いております。

○武井委員 ああいう目玉があると非常によろしいかと思ひますので、また来年、再来年、ミッキーが毎年来るといふわけにはいかないでしょうけど、常にそういった大きな目玉を一つつくって活性化していただければと思ひます。終わります。

○濱砂委員 1つだけ、さっき何回か出ていましたが、マンゴーも旬というのがあるんですか。

○工藤商業支援課長 マンゴーもバナナと同じように季節物がありまして、ちょうど6月あたりにスーパーにはたくさん並んでおりました。

○濱砂委員 そもそも、あれ、加温してつくっているんです。今、燃油が非常に上がって、200円ぐらいになると採算が合わんようになってしまふ。旬というのは、我々の感覚から見ると本物の、マンゴーが本物じゃないというわけじゃないですよ、マンゴーはつくられたもので、旬

というのは、例えばしいたげとか本来宮崎にあるもの、ぼっと上がっているものじゃなくて、大体マンゴーが去年は高値で上がりましたね、ばか売れして。おとしとことしはどのくらい値段が変わっているかわかりますか。

○工藤商業支援課長 その辺は、生産コストの面はわかりません。

○濱砂委員 おとしから比べると2割ぐらいいしか上がっていない。ずっと下がったんです。マンゴー、マンゴーと言っていると、今はいいんです。だから、旬じゃなくてまた別な扱いをしたほうがいいのかなと思うんですけど。旬じゃないですよ。日本で、沖縄ならできるけど、宮崎はできないんですから。だから、旬のものというのが本当にいいのか、売る立場からすればいいのかもしれんけど、本物の旬というのをくり上げていったほうがいいんじゃないかなと思うんです。

○工藤商業支援課長 完熟きんかんとか日向夏も持っていついてまして、キンカンが中国方面では非常に縁起のいい名前らしくて、あれはよく出ます。

○濱砂委員 だから、作物体系が今後変わっていく可能性があるんです。ピーマン農家も今の値段なら合わないんです。作物体系がずっと変わっていく。だから、本物の旬、あれは加温して手をかけてくり上げた商品ですからね。あれは食料じゃなくて商品です。非常に価値のある商品だからそれでいいんですが、それはそれ。でも、宮崎の旬を売るんだったら、やっぱり本物の旬でないと何か価値がないような気がするんですけど、どうでしょうか。検討してください。

○甲斐みやざきアピール課長 私ども、アピールの観点で旬というのをどうとらえるかという

のは、作物のできた時期、収穫時期、あるいはそれ以外のPRの効果の非常にある時期、そういったところも含めての一番情報発信のできる方策ということにとらえておりますので、そういう形でアピールしていきたいと思っております。

○濱砂委員 それは別に構わないんですが、ちょっと気になったものですから。

○外山委員 31ページに「総力戦で魅力をアピール!!」と書いてありますが、この服を着ている人はだれもおられません、どうしてでしょうか。

○甲斐みやざきアピール課長 このはっぴは、いろんなキャンペーンとか、使えるところではいろんなところで使っております。きょうは議会の行事でございますので、私は、今、私どものふだん着用しておりますアロハで議場に参りました。

○外山委員 今のはほんの冗談ですよ。というのは自分たちが政策をアピールするときには、姿でそのことが表現できる、ハワイの宣伝をしたってしようがないでしょう。それぐらいの意気込みがあればいいがなと思いました。私は非常に残念です。

移住政策、あくまでも個人的に理解ができないのは、県庁の職員というのは、制度・政策をつくる時には、関係職員が一生懸命頑張るものだと思います。太陽都市構想のときでも、あれだけ莫大な行政投資をして、パンフレットをつくったり、議会でも話題になったりしたと思うんです。ところが、いつの間にかやめた。今、課長さんがおっしゃったようなことは、太陽都市構想のときにも十分練られたと思うんです、このレベルのことは。じゃ、太陽都市構想をみんな話合っつてつくるときに、こういった点

については全く話題にならなかったのか。

○甲斐みやぎきアピール課長 まず、今回の試算は、医療制度にしましても、そういったものを踏まえて各課に現状を聞きまして試算をいたしました。それから、太陽都市構想でございますけれども、そのときの構想は、ある意味では一つのところに高齢者の方が集まる大きな拠点をつくるということで、私どもの今現在取り組んでおりますのは、年代層も幅広く、それから場所も一つの拠点ということではなくて、県のいろんなところに住んでいただくということで、太陽都市構想とはまた違う面があるのではないかと考えております。

○外山委員 私が申し上げたのは、その当時、東ねてここに収容すると、こういった構想はまずいと。ですから、そういった場合に、関係職員が、これはだめ、これはいい、これをこう変えよう、そういう議論はあったと思うんです。僕、実際聞いています。ですから、今後、そういったことを自信を持って継続的にやっていただきたいと。でなければ、当時の職員、涙も出らんですよ、腹立って。ですから関係職員が自信を持って制度・政策を課長と部長と話し合っ、よし、これで行くぞといった場合には、どこからつつかれても完璧だと、そういった制度・政策をつくっていただきたい。これは私の希望です。というのは、これも申し上げましたが、平成18年度、安藤さん、個人的にいいかどうかは別ですよ、たった300万の予算で、これで「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」を立ち上げた。それが出発ですよ。いつの間にかわけのわからん知事が来て、おれのマニフェストだと。では、その当時頑張った職員はどうなるんですか。私はそこが言いたいんです。じゃなければ、その当時の職員というのは何なのかと。言いた

いことは山ほどありますよ。しかし、もうやめておきますが。ですから、関係職員が制度・政策をつくるときには、みんな集まって議論をして、そして、そこで練り上げたものを出していただきたいと、そういうことを要望しておきます。以上です。

○甲斐みやぎきアピール課長 この移住は、今の知事の就任前から検討なり取り組みが始まっておりましたので、そういったいろんな検討あるいは議論の過程が、ある意味では今のようところまで実績も含めてきたのではないかと考えております。

私、1つ訂正をさせていただきます。先ほど、説明のときに、知事就任以降58世帯と申し上げましたけど、57世帯の間違いでございました。修正をさせていただきます。

○十屋委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、続きまして、請願の審査に移りたいと思います。請願第9号について執行部からの説明はありますか。

○内栞保商工政策課長 中小企業の振興につきましては、県では、中小企業基本法の基本理念にのっとりまして、中小企業者に対する低利融資による金融支援を初め、新商品・新技術の開発、取引拡大や商店街活性化のための支援など、積極的に取り組んでいるところでございます。請願のございました中小企業振興基本条例につきましては、既に類似の条例が制定されている県がございますので、その状況などを調査しているところでございます。以上でございます。

○十屋委員長 何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって商工観

光労働部を終了いたします。

○**星原委員** 先ほどの事業報告のときに言えばよかったんですが、県の産業支援財団のそれぞれ事業を行ってきて特許云々とかいろいろなっているんですが、これの細かい中身、1件ごとに、どういうことで、出願している特許のあれはこういうことだとか、ここでぱっとわかりませんので、中身を詳しく書いたものを資料として一覧表でもらえませんか。ちょっと見てみたいんですよ。事業のそれぞれが10ページからずっとあって、19年度の実績が載っていきまして、今度20年度がまた新たに予算を組まれていますね。だから、その中身をもうちょっと詳しく、件数とか書いてあったりいろいろしているものだから、どういったものがどうなのか、それぞれ事業ごとに中身を見てみたいなど。

○**十屋委員長** 森工業支援課長、よろしいですか。

○**森工業支援課長** わかりました。

○**十屋委員長** よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時4分再開

○**十屋委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**野口県土整備部長** 委員の皆様方には、常任委員会の県内調査におきまして、激甚災害対策特別緊急事業等の災害復旧現場や、東九州自動車道の整備箇所などを調査していただき、ありがとうございました。

また、先月29日に開催いたしました平成19年

度宮崎県水防協議会においては、十屋委員長に協議会の委員として御出席を賜り、今年度の県水防計画等について御審議をいただきました。改めて厚く御礼申し上げます。

先日発生いたしました岩手・宮城内陸地震では極めて甚大な被害がもたらされました。本県におきましても、長雨や台風等の季節を迎えておりますが、県土整備部といたしましては、安全で安心な暮らしを確保するため、ハード対策はもちろんのことでございますが、防災情報の提供や警戒避難体制の整備などのソフト対策もあわせた取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について、その概要を御説明いたします。

お手元に常任委員会資料を配付してございますけど、この表紙をめくっていただき、目次のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、管理課からでございますが、平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御報告申し上げます。これは、平成19年度に議会において御承認いただきました繰越事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、明許繰越の報告を行うものであります。

次に、用地対策課及び技術企画課から、県が出資しております宮崎県土地開発公社及び財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況について、それぞれ御報告申し上げます。また、技術企画課からは、単品スライド条項の運用について御報告申し上げます。

次に、道路建設課から、工事請負契約の変更を専決処分で行ったこと及び県が出資しております宮崎県道路公社の経営状況について御報告申し上げます。

次に、道路保全課から、議案第9号「損害賠償の額の決定について」、御説明申し上げます。

これは、平成19年1月17日、県道大戸野清武線上において発生いたしました自転車転落事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるところでございます。また、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて御報告申し上げます。

次に、港湾課及び公園下水道課より、指定管理者の第二期指定の募集に関しまして、それぞれ御説明申し上げます。

次に、建築住宅課でございますが、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例及び宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。また、宮崎県住宅供給公社の経営状況を御報告申し上げますとともに、指定管理者の第二期指定の募集に関しまして御説明申し上げます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。

本日の議会提出資料でございますけれども、各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が平成20年6月定例県議会提出議案、2つ目が平成20年6月定例県議会提出報告書、2つでございます。県土整備部関係分だけを抜粋いたしまして、お手元の商工建設常任委員会資料としてまとめておりますので、それで説明をさせていただきます。

それでは、最初に、繰越明許費についてであります。平成19年度からの繰越明許費について、

繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

1ページから5ページにおきまして、会計ごと、各課ごと、事業ごとに記載いたしておりますけれども、4ページをお開きください。一般会計の繰越明許費の確定額は、一番下の一般会計合計中ほどの繰越額の欄に記載しておりますように、176億5,357万円であります。繰り越しの主な理由といたしましては、用地交渉等に日時を要したことや、災害復旧事業につきましては、国の交付決定時期の関係によりまして工期が確保できなかったこと等によるものであります。

次の5ページをごらんください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費の確定額につきましては、1億7,602万4,923円であります。繰り越しの理由は、移転先の選定等に日時を要したことによるものであります。

一般会計と特別会計とを合わせました県土整備部の繰越明許費合計は、下の段にありますように、178億2,959万4,923円となっております。

管理課につきましては、以上であります。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。

委員会資料の6ページをお開きください。宮崎県土地開発公社の状況につきまして御報告いたします。

まず、平成19年度事業報告であります。

1の事業の概要につきましては、いわゆる公拡法に基づきまして、公有地となるべき土地の取得、あっせん、管理等を行ったところであります。

次に、事業実績につきましては、県からの委託による公有地取得事業を2件、あっせん等事業を11件受託しております。また、附帯等事業といたしまして、宮崎フリーウェイ工業団地の

維持管理を行っております。

次に、7ページをごらんください。3の財産目録であります。左側の資産の部をごらんください。資産としまして、預金、保有地及び有価証券等でありまして、合計で57億4,862万円余となっております。右側の負債及び資本の部をごらんください。負債としましては、未払金や長期借入金等でありまして、資本としましては、正味財産20億660万円余となっております。合計で、同じく57億4,862万円余となっております。

なお、この財産目録の詳細につきましては、次の貸借対照表のとおりであります。詳細な説明は省略しますが、この中で、右側の負債及び資本の部の欄の下から4番目の準備金18億9,686万円余であります。当期2,987万円余の純損失が生じたために、前期繰越準備金19億2,674万円余から減額して整理したところであります。

次に、8ページをお開きください。5の損益計算書であります。右側の収益の部をごらんください。事業による収益が2億909万円余、有価証券等の利息や雑収益から成ります事業外収益が2,143万円余となっております。左側の費用の部をごらんください。用地を取得・造成するための費用及び用地課職員の人件費等から成ります事業原価が2億561万円余、事業原価に費用配分できない役員及び一般職員の人件費と物件費から成ります販売費及び一般管理費が5,362万円余、その他を含めまして費用合計は2億6,040万円余となっております。この結果、先ほど申し上げましたとおり、平成19年度は2,987万円余の純損失を計上したものであります。これは、公共事業の減少に伴いまして、あっせん等事業等収益が減少したことによるものと考えております。

次に、9ページをごらんください。平成20年

度事業計画であります。

1の基本方針につきましては、記載のとおり、公拡法に基づきまして、公有地の取得事業等を実施することとしております。

次に、2の事業計画につきましては、公有地取得事業としまして1億円、附帯等事業としまして430万円、あっせん等事業といたしまして5,375万円を予定しております。

次に、10ページをお開きください。3の収支計画であります。左側の収入の欄をごらんください。収入としましては、各種の事業によりまして2億1,004万円余を予定しております。右側の支出の欄をごらんください。支出といたしましては、各事業の実施に伴う事業原価や販売費及び一般管理費等を計上しておりまして、若干の利益を見込んでおります。

次に、4の資金計画であります。ごらんのとおり、36億7,168万円余を予定しております。

用地対策課は以上でございます。

○岡田技術企画課長 技術企画課でございます。

11ページをごらんください。まず、財団法人宮崎県建設技術推進機構の平成19年度事業について御説明申し上げます。

当推進機構は、平成12年4月1日に設立されておりまして、1の事業概要に記載のとおり、県及び市町村が守秘性や公正さなどの観点から民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完・支援を行うとともに、県内建設関係業者の技術力の向上と健全な育成を図るための事業を実施したところであります。

次に、2の事業実績としてでございますが、(1)の積算検収事業の1億9,164万円余のほか、以下に記載の事業について実施しております。

次に、12ページをお開きください。3の貸借対照表についてであります。まず、Iの資産の

部についてであります。1の流動資産は、現金預金など合計として8,751万円余となっております。次に、2の固定資産ですが、合計3億1,075万円余となっております。この内訳としましては、

(1)の県と市町村からの出捐金である基本財産引当預金が3,000万円、(2)の減価償却引当資産などの特定資産が7,847万円余、(3)のその他の固定資産、投資有価証券の1億9,981万円余でございます。流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、3億9,826万円余となっております。次に、IIの負債の部でございますが、負債の合計は、未払金など884万円余となっております。次に、IIIの正味財産の部でございますが、1の指定正味財産が3,000万円で、2の一般正味財産が3億5,942万円余であり、正味財産合計としましては、3億8,942万円余となっております。正味財産の詳細につきましては、右の13ページから14ページの正味財産増減計算書に記載しておりますので、後ほどごらんください。

また、15ページの5の財産目録についてでございますが、12ページの3の貸借対照表と内容が重複していますので、省略させていただきます。

それでは、16ページをお開きください。平成20年度の事業計画書についてであります。

まず、1の基本方針であります。下から3行目に記載してありますように、本年度は、昨年に引き続き、工事の品質を確保するための積算補助業務や工事管理、検査補助業務などの支援や、県内建設業者の技術力維持・向上のための各種研修などを行うとともに、本年度からは総合評価落札方式の事務的支援についても検討を行うこととしております。

次に、2の事業計画についてであります。(1)の積算検収事業の1億4,950万円のほか、以下に

記載の事業を実施することとしております。

18ページをお開きください。3の収支予算書についてであります。収支予算書は、Iの事業活動収支の部と19ページのIIの投資活動収支の部に区分しており、1の事業活動収入の部では、②にあります積算等事業収入を主な事業収入といたしております。2の事業活動支出にあります受託実施に伴う事業費支出や印刷製本費などの管理費支出に充てる計画であります。なお、19ページの上から3分の1ほどの欄に記載のとおり、事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いた事業活動収支差額として1,051万円余の赤字を見込んでおりますが、前期繰越収支差額にて整理する計画であります。次に、IIの投資活動収支の部でございます。2の投資活動支出計としまして218万円を見込んでおります。次に、IVの予備費支出としまして20万円を見込んでおります。先ほどの事業活動収支差額1,051万円余から投資活動支出計218万円と予備費支出20万円を差し引いた当期収支差額といたしまして、1,289万円余の減額を見込んでおります。この当期収支差額に前期繰越収支差額の7,866万円余を加えた6,577万円余を次期繰越収支差額として計上いたしております。

財団法人宮崎県建設技術推進機構関係については以上であります。

次に、単品スライドについて御説明申し上げます。

20ページをお開きください。最近の特定資材価格の高騰を踏まえまして、工事請負契約約款第25条第5項の単品スライド条項に基づく請負代金額の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の当面の運用ルールを定め、本日6月25日に発動することにしたものであります。なお、国土交通省におきましては、6月13日に本条項を

発動したところであります。

単品スライドとは、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置であります。

今回の運用基準については、2に記載しているとおりでございます。まず、(1)の対象とする資材につきましては、特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材として、工事への大きな影響が見込まれる鋼材類と燃料油の2つの資材としております。なお、国土交通省におきましても、同様の資材を対象としております。次に、(2)の請負代金額の変更の考え方についてであります。工事請負契約約款第25条の趣旨に添って、今回の運用基準においては資材価格の上昇に伴う増額分のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担することとしております。なお増額分のうち1%までの額については、受注者の負担となります。21ページ、(3)の具体的な算出方法についてであります。①の申請時期、契約変更の時期につきましては、工期末の2カ月前までに請求していただき、工期末に変更契約を行うということになります。なお、工期の末日が6月25日以降で9月30日以前である工事につきましては、工期内で、かつ、7月30日までであれば随時請求できることとなります。②の証明書類の提出につきましては、受注者は、実際に購入した資材の購入価格や購入先、購入時期などの証明書類を提出する必要があります。証明書類の提出がなく確認ができない場合には、単品スライドの対象とはなりません。③のスライド額の算定につきましては、鋼材類、燃料油それぞれの変動額を算定いたしまして、請負代金額の1%相当額を超える分が

スライド額となります。ただし、それぞれに算定した変動額が請負代金額の1%を超える資材のみがスライド額の計算対象となります。例えば、鋼材類の変動額が請負代金額の1.2%で燃料油の変動額が請負代金額の0.8%であれば、この場合、鋼材類のみが単品スライドの対象となりまして、1%に達していない燃料油につきましては対象とはなりません。

一番下の参考図をごらんください。ここでは主要材料の変動額(A)から請負代金額(C)の1%でありますC掛ける1%を差し引いた分が単品スライドの変更額になります。

なお、今回対象となる工事の件数や金額につきましては、県土整備部では、現段階では約50件の9,000万円程度と試算しております。この費用の増加分につきましては、規定の予算内で対応することとしております。

技術企画課については以上であります。

○山崎道路建設課長 道路建設課でございます。

道路建設課からは2件の案件につきまして御報告いたします。

委員会資料の23ページをお開きください。報告第1号「工事請負契約の変更について」であります。

本案件は、一般国道448号、平成18年度発生道路災害復旧関連事業に伴う小崎トンネル1期工事の請負契約の変更について、専決処分を行ったことを報告するものであります。

1に小崎地区災害復旧工事の全体の事業概要を、2に小崎トンネル1期工事の概要を記載しております。3の工事請負契約の概要をごらんください。(1)の契約金額が4億8,304万9,000円から5億1,974万9,000円に、(3)の工期が3月25日から3月31日に変更をいたしております。4に変更理由を記載いたしておりますが、トン

ネルの岩盤が当初の想定よりも悪く、ロックボルトやストラッドなどの補強工事を追加したため、工事内容の追加変更と契約金額の変更をいたしております。

本案件につきましては、本来、2月議会で提案すべき案件でありましたが、最終的な工事内容、金額の確定及びその精査に時間を要したため2月議会に提案できず、専決したものであります。

工事請負契約については以上であります。

次に、宮崎県道路公社の経営状況についての報告であります。

委員会資料の24ページをお開きください。平成19年度事業報告書につきまして御説明をいたします。

1の事業概要に記載しておりますように、有料道路の料金徴収業務や維持管理業務を行っております。

2の事業実績をごらんいただきますと、中ほどの事業費の欄には料金徴収や維持管理の事業費を掲載しております。右側の事業実績の欄をごらんください。①の一ツ葉有料道路でございますが、北線が通行台数217万台余、料金収入が3億8,300万円余、南線につきましては、通行台数462万台余、料金収入が8億5,000万円余となっております。②の小倉ヶ浜有料道路につきましては、通行台数59万台余、料金収入4,700万円余となっております。3路線を合計しますと、通行台数が739万台余、前年に対しまして6%の増加、料金収入につきましては、12億8,100万円余でございます。9.8%の減となっております。この料金収入の減でございますが、通行台数が伸びたのに対しまして料金収入が減少しておりますことが理由となっております。これは、北線の料金を値下げしたことによるものであると

考えております。

次に、25ページ及び26ページをごらんください。財産目録及び貸借対照表であります。財産目録の資産の部、流動資産及び固定資産合わせまして191億1,300万円余、負債及び資本の部につきましても191億1,300万円余となっております。

続きまして、27ページをごらんください。損益計算書であります。左側の費用の部並びに右側の収益の部、それぞれ合計12億8,800万円余であります。なお、左側の下から5段目、償還準備金繰入額7億3,100万円余が記載してございますが、これが当期の利益となっております。

次に、28ページをごらんください。平成20年度の事業計画であります。

まず、1に事業の概要について記載しております。19年度に引き続きまして、有料道路の料金徴収・維持管理業務を行うことといたしております。また、一ツ葉有料道路につきましては、赤江大橋や加納バイパス等の開通の影響を受けることが予想されておりますので、広報等に努め、交通量の確保を図っていきたいと考えております。

次に、29ページをごらんください。3の収支計画、4の資金計画であります。いずれも、収支ともに29億9,300万円余を計上いたしております。

道路建設課につきましては、以上であります。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。

議案第9号「損害賠償の額の決定について」、御説明いたします。

委員会資料の30ページをお開きください。これは、県道大戸野清武線上で発生しました自転車転落事故につきまして、被害者と損害賠償に関する和解について合意が得られたものでございます。

事故の概要を御説明いたします。次ページに位置図をお示ししておりますので、あわせてご覧ください。事故は、平成19年1月17日、今回の損害賠償の相手方が、県道大戸野清武線を図の上方の清武町方面から下方の北郷町大戸野方面に向けて自転車で通行中、事故発生箇所ではバイパスから旧道への取りつけ道路に進入した際、その段差部分から転落し、頸椎骨折等の傷害を負ったものであります。32ページに現場の写真をお示ししておりますので、ご覧ください。現場は、バイパスと旧道の間に約80センチメートルの高低差があるところに取りつけ道路を設置したものであります。通行者の転落を防止するための防護さくなどの安全対策は行っていないところでありました。

県の責任につきまして弁護士との協議を行った上で、道路管理者であります県に道路管理瑕疵責任があると判断いたしましたことから、今回、損害賠償を行うこととしたものであります。なお、事故発生における相手方の過失につきましては、裁判判例等を参考にいたしまして、無灯火自転車通行及び前方不注視により、2割といたしました。

損害賠償額は7,209万1,820円であり、損害賠償の相手方は資料に記載のとおりであります。今回の損害賠償につきましては、県が契約をいたしております道路賠償責任保険による保険金から5,000万円、残り2,209万1,820円を予備費から充てることといたしております。

議案第9号についての御説明は以上ですが、このような事故が発生したことを受けまして、県内すべての土木事務所において、同様の箇所についての調査を行い、その対応を進めたところでございます。

次に、損害賠償を定めたことについて、地方

自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

委員会資料の33ページをお開きください。報告は2件でございます。発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容について御説明いたします。1件目の穴ぼこ事故につきましては、自動車で走行中、車道の左側に生じておりました穴ぼこ上を通過し、車両左側の前後のタイヤを損傷したものであります。損害賠償額は6万4,928円であります。2件目の転落事故につきましては、側道橋を歩行中、側道橋と本橋との間のふたが欠落した部分に落ち込み、左ひじ等を打撲したものであります。損害賠償額は22万8,551円であります。なお、賠償額は、いずれも、すべて道路賠償責任保険から支払われます。

議案及び報告事項の説明は以上ですが、道路の安全を確保することは道路管理上、最も重要な事項でありますので、今後とも、道路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。

委員会資料の34ページをお開きください。みやざき臨海公園の指定管理者制度の第二期の指定について御説明いたします。

みやざき臨海公園の指定管理業務は平成18年4月から実施してございまして、平成21年3月末をもちまして3年間の指定期間が終了しますことから、4月1日以降の第二期の指定管理者の募集をするものでございます。

1の第一期の管理運営実績について御説明いたします。現在の指定管理業務は、株式会社NPKと株式会社アド・プラスの2社で構成しますサンマリングループが行っております。次に、

(2) の施設の利用状況について御説明いたします。管理委託をしております宮崎港マリナー施設とサンビーチツ葉の南ビーチの平成19年度の利用者数は15万6,100人、海水浴利用者数は3万4,700人と過去最高となっております、北ビーチと合わせますと4万2,400人となっております。(5) の評価についてでございます。施設休業日をなくしたり、自主事業の実施、PRなどの利用促進活動によりまして、利用者数の増加が図られたところでございます。今後は、年間を通じ利用促進が図られますよう、さらなる自主事業の取り組みが望まれるところでございます。

次のページをごらんください。2の第二期の募集方針(案)について御説明いたします。

(1) の業務の範囲でございますが、②の今回新たに追加する業務としまして、(ア) のサンビーチツ葉の北ビーチの管理運営、(イ) のみやざき臨海公園の植栽・緑地の管理、(ウ) の艇庫及びディンギーヤードに関する業務を追加したところであります。臨海公園を一体的に管理することによりまして、より一層の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2) の指定期間についてでございますが、平成21年4月1日からの3年間としまして、基準価格は年額*9億50万4,000円としております。

(5) の募集期間につきましては、平成20年7月11日から9月10日までを予定しており、県公報、県庁ホームページのほか、新聞・テレビなどで広報することとしております。

(6) の応募資格についてでございます。法人その他の団体であることが必要でありまして、個人での応募はできません。なお、複数の団体がグループを構成して応募することにつきまし

ては可能としております。

(7) の選定方法についてでございます。一次審査で申請書類による資格審査を行いまして、二次審査は指定管理者候補者選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションやヒアリングを行った上で審査を実施いたします。なお、選定委員につきましては、民間委員4名、県職員1名の5名で構成してございまして、委員長には宮崎大学の根岸裕孝准教授に御就任をお願いしたところでございます。

次に、委員会資料の36ページをお開きください。(8) の選定基準・審査項目・配点についてでございます。①の住民の平等な権利の確保から⑤までの選定基準の審査項目ごとに配点を行っております。その配点につきましては、さらなる利用促進と継続かつ確実な管理運営を行うため、②の事業計画、④の事業計画を確実に実施するための管理運営能力に多く配分をしております。

最後に、3の今後のスケジュールについてでございます。9月10日の募集締め切り後、10月初旬の第2回選定委員会において指定管理者の候補者を選定しまして、11月議会で指定管理者の指定をお願いしたいと思っております。その後、平成21年4月1日に協定を締結し、第二期の指定管理者業務をスタートさせたいと思っております。

港湾課については以上でございます。

○十屋委員長 竹内課長、先ほどの基準価格の年額のところで9億というふうに、私の聞き間違いかもしれないですけど、9,000万では……。

○竹内港湾課長 35ページの(3)の基準価格についてでございますけれども、訂正いたします。年額9,050万4,000円でございます。以上で

※このページ右段に訂正発言あり

ございます。

○平田公園下水道課長 公園下水道課であります。

指定管理者制度の第二期指定について御説明いたします。

37ページをごらんください。第一期の管理運営実績であります。公園下水道課で所管する平和台公園など6つの都市公園を4つの応募体に分け、指定管理者による管理を行っております。2年が経過した段階での指定管理者導入の効果ではありますが、各都市公園とも適切に維持管理されており、また、民間のノウハウを生かした管理及び自主事業の実施等により、サービスの向上や苦情が少なくなるなど、結果的に利用者増となっております。また、6施設で年間約3,100万円の縮減効果がありました。

それでは、施設ごとに御報告いたします。

県立平和台公園及び県総合文化公園であります。指定管理者はパークマネジメント宮崎で、4者の企業により成っております。②の利用状況であります。平和台公園のはにわ館では利用者数が年々ふえております。④、⑤の管理運営状況、評価であります。県民参加の花壇づくりなど、さまざまな自主事業などを行っており、利用者の評判もよく、サービス向上や利用者増となっております。

次に、38ページをお開きください。県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園であります。指定管理者は宮崎県公園協会であります。②の青島亜熱帯植物園の大温室の利用者は年々増加しております。④、⑤の管理運営状況、評価であります。真冬のフラワーショーなど、さまざまな自主事業などを行っており、利用者の評判もよく、青島地区など地域との連携によるイベント等により、利用者増となっております。

次に、特別史跡公園西都原古墳群であります。39ページをごらんください。指定管理者は、同じく宮崎県公園協会であります。②の利用状況は、見学施設などの公園施設がないため把握することはできませんが、④、⑤の管理運営状況、評価にありますように、ボランティアによる梅園整備など、いろいろな自主事業などを行っており、また、このはな館など周辺施設や地域との連携が良好で、利用者の評判も高くなっております。

続きまして、県立阿波岐原森林公園であります。指定管理者は園田グリーンセンターであります。②の利用状況は、これも見学施設等の公園施設がないため把握することはできませんが、自主事業で実施しましたハンモックの貸し出しが大幅に伸びております。40ページをお開きください。④、⑤の管理運営状況、評価であります。冒険広場の設置などさまざまな自主事業等を行っており、利用者の評判も高く、阿波岐原地区など地域と協力しガイドマップを作成するなど、公園の知名度アップに貢献しております。

以上が第一期分の2年分の管理運営状況であります。

続きまして、平成21年度から実施する第二期の指定管理者の募集方針（案）について御説明いたします。40ページの中ほどでございます。

(1)の募集対象施設は、記載の6施設であります。

(3)指定期間は3年としております。

41ページをごらんください。(4)基準価格のところに掲げておりますように、6つの都市公園を第一期と同じく4つの公募単位としております。基準価格は、第一期で指定管理者が示した指定管理料と実績及び新たな追加事業等を考慮し、表のとおり決定しております。

募集期間は、7月11日から9月5日までの約2カ月としております。

(7) 候補者選定に当たり、選定委員会を設置しております。委員は、民間4名、行政1名により成り、委員長には南九州大学の造園学が専門の平岡教授にお願いしております。募集を締め切った後、申請された書類に基づき一次審査を実施し、10月上旬に選定委員会を開き、各応募者へのヒアリング等二次審査を行い、指定管理者候補者の選定を行います。

42ページをごらんください。選定基準であります。①から⑤までの選定基準や審査項目につきましては、先日、第1回の選定委員会を実施し、これらの点について御意見をいただいたところでございます。主に公園の利用促進と適切な管理運営を行う観点から、②の公の効用を最大限に発揮する事業計画と④の事業計画を着実に実施するための管理運営能力にウエートを置いております。

スケジュールについてはごらんとおりでございます。

公園下水道課からは以上であります。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課でございます。

建築住宅課からは条例改正が2件、報告事項が2件でございます。

委員会資料の43ページをごらんいただきたいと思っております。初めに、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてでございますが、昨年6月の改正建築基準法の施行によりまして、建築確認審査・検査の厳格化が図られたところでございます。この厳格化の公正かつ的確な実施を確保するため、国が具体的な審査方法を指針として定め、この指針に基づく審査が義務化さ

れたところであります。このため、昨年6月以降、審査などに相当の時間を要することとなり、その実態を調査しましたところ、これまでの約1.5倍から2.5倍に増加していることから、建築確認審査などに係る手数料について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてでございますが、改正する内容は、①の建築確認、②の完了検査、③の中間検査それぞれの申請手数料について見直しを行うもので、具体的には、例示として破線で囲っておりますように、①の建築確認につきましては、床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物の場合、ほとんどの戸建て住宅が該当しますけれども、これまでの1万4,000円から2万円に改正するものであります。

3の施行期日につきましては、十分な周知を図るため、平成20年10月1日としております。

なお、44ページから53ページにかけましての新旧対照表につきましてはの説明は省略させていただきます。

また、今般の手数料の改正につきましては、既に北海道など8道県が改正を行っておりまして、本県を含みます31都府県において改正が予定されているなど、全国的な取り組みとなっております。九州各県では、既に佐賀県、熊本県、鹿児島県の3県が本年2月に改正を行っておりまして、長崎県が本県と同様に6月に、大分県が12月に、福岡県が本年度中の改正を予定しているところであります。諸物価が高騰する中での改正となりますが、御理解を賜りたいと存じます。

54ページをお開きください。次に、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いた

します。

まず、1の改正の理由についてであります、日向市は、平成元年度から木造住宅などの比較的小規模な建築物の確認審査・検査業務を行う、いわゆる限定の特定行政庁を設置していますが、今般、すべての建築物の確認審査・検査業務を行う一般の特定行政庁に移行することとなったことから、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容につきましては、特定行政庁への移行に伴い、(1)につきましては開発許可など新たに日向市に移譲する事務について、また、(2)につきましては小規模な建築物を除きます建築確認申請の受け付けなど、これまで県が日向市に移譲していた事務を今後は日向市が直接処理することとなることから、移譲を除外することについての内容となっております。

3の施行期日につきましては、日向市が一般の特定行政庁に移行する平成20年8月1日としております。

なお、55ページから58ページにかけての新旧対照表についての説明は省略させていただきます。

59ページをごらんください。次に、宮崎県住宅供給公社の経営状況について御報告いたします。

まず、平成19年度の事業報告書についてであります。1の事業概要であります、宮崎市にありますキャンパスタウンまなび野及び倉岡ニュータウンにおける住宅宅地の分譲を初め、賃貸住宅などの管理業務を行ったところであります。

2の事業実績であります、一般分譲住宅23戸、分譲宅地9区画の分譲などを実施したところであります。

60ページをお開きください。3の財産目録で

あります。資産の部につきましては、現金預金や分譲事業資産などの流動資産が33億4,063万円余、賃貸事業資産などの固定資産が58億7,928万円余で、合計92億1,991万円余となっております。これに対しまして、負債及び資本の部につきましては、次期返済長期借入金などの流動負債が5億6,737万円余、預り保証金や引当金などの固定負債が11億3,996万円余、資本金などの正味財産が75億1,257万円余で、合計が資産の部と同額の92億1,991万円余となっております。

61ページをごらんください。4の貸借対照表であります、内容につきましては財産目録と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

62ページをお開きください。5の損益計算書についてであります。平成19年度に行いました分譲事業や賃貸管理事業、その他の事業を合わせた事業収益〔a〕は11億8,659万円余で、この事業収益に対する事業原価〔b〕は9億7,231万円余で、これに原価に配分できない役職員の人件費や物件費などの一般管理費〔c〕を加味いたしますと、一番下の事業利益〔d〕は6,520万円余となっております。さらに、今申し上げました事業利益〔d〕に63ページの事業以外のその他の経常収益〔e〕及びその他の経常費用〔f〕を加味しました経常利益〔g〕は8,907万円余となっております。加えまして、特別損失〔i〕の136万円余がございますので、最終的な当期純利益〔j〕は8,771万円余の黒字となっております。

64ページをお開きください。平成20年度の事業計画についてであります。

まず、1の事業概要であります、昨年度に引き続き、キャンパスタウンまなび野での分譲住宅の建設や宅地の分譲などを行う予定であり

ます。なお、キャンパスタウンまなび野での宅地の分譲などは、平成20年度の完売を目指すこととしております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様に、分譲事業や賃貸管理事業などを行う予定にしております。

65ページをごらんください。3の収支計画につきましては、表の一番下の当期純利益としまして572万円余の赤字を見込んでおりますが、これは、一段上の欄にあります特別損失として江平ビルの改修及び若草ビルの除却工事に伴います入居者の移転補償などに係る経費1億3,141万円余を平成20年度限りの臨時的経費として支出することによるものでありまして、これは、公社の事業計画に基づくものであります。

4の資金計画につきましては、収支及び支出それぞれが42億8,635万円余となっております。

66ページをお開きください。最後に、県営住宅の指定管理者制度の第二期指定について御説明いたします。

まず、第一期の管理運営実績であります、宮崎土木事務所管内の県営住宅33団地4,582戸について、社団法人宮崎県宅地建物取引業協会を代表構成員とする宅建協会指定管理グループが指定管理者として管理運営を行っております。

(3)の施設収支状況につきましては、指定管理料が8,700万円で、第一期の基準価格1億2,635万円からしますと、約3,900万円県の財政支出が縮減されたところであります。

(4)の管理運営状況につきましては、指定管理者制度導入によりまして、受付窓口の拡大や受け付け時間の延長、年中無休窓口の設置などの取り組みがなされ、県民サービスの向上が図られているところであります。また、使用料の徴収につきましても、0.2から0.25ポイント上

昇している状況にあります。

このようなことから、(5)の評価にありますとおり、指定期間中ではありますが、一定の評価を行っているところであります。

67ページをごらんください。第二期の募集方針(案)についてであります。

第二期では、第一期の宮崎土木事務所管内に高岡土木事務所管内の3団地162戸を加えました36団地4,744戸を対象に、指定期間を第一期と同じ3年間として募集することとしております。

(4)の基準価格につきましては、対象施設が増加したことや、維持保全業務の検査確認体制の強化及び防火管理業務を追加したことから、第一期に比べますと約600万円増加し、年額1億3,209万3,000円となっております。

(8)の選定の②の指定管理者候補者選定委員会につきましては、第一期と同じ5名の委員数でございますが、構成につきましては、県職員2名だったものを1名に見直し、委員長につきましては、委員の互選により九州保健福祉大学の片岡正喜教授が選出されたところであります。

68ページをお開きください。(9)の選定基準・審査項目・配点につきましては、県営住宅の管理において④の事業計画を確実に実施するための管理運営能力、つまり適正な組織や人員配置、責任体制、リスク管理などが最も重要であり、これらの体制の充実が結果として県民サービスの向上に結びつくものであることから、この選定基準に50点を配点したことが大きな特徴であります。また、選定委員会を先月13日に開催しましたが、委員から、防災や地域づくりを推進するための取り組みを審査の対象にすべきではとの意見をいただきまして、⑤の地域への貢献等の審査項目として、入居者と地域との連携へ

の対応をつけ加えたところであります。

3のスケジュールにつきましては、7月初旬から約2カ月間の募集期間を設け、10月初旬には候補者の選定を行いたいと考えております。

建築住宅課は以上であります。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案、報告事項について質疑はありますか。その他の報告事項はまた後ほど質疑いたします。

○坂元委員 報告第1号、小崎トンネルはもとの予定価格は幾らだったですか。

○山崎道路建設課長 当初の設計額でいきますと4億8,300万余となっております。

○坂元委員 ちょっと教えてもらいたいんですが、5億円以上というやつです。予定価格が5億円以上だったけれども、実際落札したら4億円台になった場合でも議決案件になると。4億から5億になった場合はどうなんですか。

○山崎道路建設課長 予定価格、当初から5億以上の場合、議案としてお願いするということになるかと思えます。結果としてこの案件は変更で増加して議案としてお願いするということになったところですよ。

○坂元委員 というふうに地方自治法ではないかというふうなことでいいんですか。

○山崎道路建設課長 地方自治法のことは今、あれしてありませんけど、後ほど……。

○坂元委員 多分、当初からボーリングか何かされたと思うんですが、メーター当たり20万近くですか、それだけの鋼材を使わなきゃならないと、これはすべての延長にわたってこうなんだということですか、途中からということですか。

○山崎道路建設課長 当初、掘進を始めましたところ、トンネル延長が130メーターでございま

すが、100メーターの手前ぐらいから当初の想定していた土質よりも悪くなってきたということで、側面、天井、そういうところからの剥落ということが出始めたということで、急遽、補強工事を追加したと。ここに書いてありますように、ロックボルト、それから補強のH鋼ということを追加したということでもあります。

○坂元委員 もう一本トンネルがありましたね、あれは。

○山崎道路建設課長 もう一本、要するに第2工区、これの反対側から掘っておりますが、これにつきまして昨年、2工区として9月議会で承認いただいて、今現在、進めております。これにつきましても、だんだん真ん中あたりといえますか、ちょうど第1工区の終点側に近づくとつれてやはり同じような状況が出てきていると聞いております。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○外山委員 単品スライドなんですけど、これは何%以上物価が上がった場合に適合になるんでしょうか。

○岡田技術企画課長 今回、鋼材と燃料油に限りまして、当該工事のその2品目のうち、当初の請負契約の1%を超えたらスライドの対象となるということでございまして、そして、それから請負者の負担といたしまして、当初請負額の1%を控除するというものでございます。

○外山委員 はっきりわからんのですけど、請負金額の1%というのは、例えばお茶わんをつくる、これが請負金額が10円だった、これが1%、2品目について上がったといった場合に、どういうことでそれを決めるかわからんのですよ。

○岡田技術企画課長 例えば、燃料を10リッター使います、そうすると燃料の10リッターの、99

円であったものが仮に128円だとします。そうすると29円上がります。10リッター使ったら、10リッター掛ける29、290円相当がまず上昇するわけです。それを、元請負額の1%を控除するというものでございます。

○外山委員 例えば、橋をつくるときに1億なら1億あると、鋼材費が何%そこに含まれていると……。

○岡田技術企画課長 それぞれの工事によって鋼材と燃料の構成が違うわけでごさいますて、当該工事の鋼材に対する上昇分、燃料に対する上乘せ分、それが対象になるわけでごさいます。

○外山委員 あきらめます。どうもわかりません。

一般的に考えた場合、請負額というのは、予定価格というのがあるわけでしょう。80%で落とした、そうした場合のスライド額というのは当然違いますね。予定価格に対しての1%、苦しい、これはやばかったと落として、それでその上に戻ってくるフィードバック、フィードバックと言うかどうかわかりませんが、こういった場合に、余り返ってこない。資材費が暴騰していると、しかし、80%の中で落としたものだから、余りリカバリーすることはできないと、これは予定価格というふうにはいかないんですか。

○岡田技術企画課長 21ページの中ほどのスライド額の算定のところにごさいます、鋼材類、燃料油、ここの後段のほうに「単価×設計数量×落札率」というのがあります。今、お尋ねの中にありましたように、落札率のところがここに入るわけでごさいますて、落札率のとおりスライド額も計算するというごさいます。

○外山委員 そこを見て言っておるんですよ。その工事、工事によって全体の割合はわかりま

せんけど、例えば1%を補てんする、年間に総事業からすれば9,000万だということでしょう。これは県の負担になるわけですね。

○岡田技術企画課長 現在、繰越工事などで動いております工事の中で、当方で今、把握している中で50件ほどがこのスライド条項を発動した場合に対象になると、その場合に追加予算として必要になるのが約9,000万だと、現在のところ、そのように試算しているということでごさいます。

○外山委員 これは、当然、国のほうもスライドしてくださるわけですね。

○岡田技術企画課長 これは、国から改めて予算を措置するというものではなくて、現計予算の中で対応することにしております。

○外山委員 またわからんようになった。この件についてはいいです。

○武井委員 確認を2点させていただきます。30ページの道路の損害賠償の件なんです、大体説明等はわかって、今後ないようにしていただければと思うんですが、保険金が5,000万円は出るということですが、例えば、私たちの自動車の保険なんかですと、保険金を払えば等級が下がるみたいなことがあるんですが、今後、この保険を発動することによって、保険料についての変動というのがどの程度になるのか教えてください。

○東道路保全課長 この損害保険が1件当たり5億、1人5,000万、物損が1,500万というような種類の掛け方になっていますから、この事故はこれで終わらして、次に起これば、それはまた5,000万までは保険が出るという形の保険です。

○武井委員 ということは、県の保険額といえますか、掛金みたいなものの変更、差異という

のをお願いします。

○**東道路保全課長** これは18年度の事件なんです、449万9,730円で保険を結んでおります。ちなみに、19年が530万8,070円、平成20年が534万4,000円で保険契約を結んでおります。保険の相手方が19年まで一緒だったんですが、この事案が19年度に出てきていまして、20年度は保険会社がかかわっております。だから、同じ保険会社は高い額で入れてきていますから、保険会社がかわった形になっています。

○**武井委員** ということは、同じ保険会社ですと上がるので、保険会社を変更したというような理解でいいということですね。

○**東道路保全課長** 見積もりをとった段階で別な会社が安く入れたということです。

○**武井委員** 今の件は結構です。

もう一点、59ページから住宅供給公社の件をお伺いしたいと思うんですが、まなび野の分譲というのは現状がどういうふうになっているのか、また、いつぐらいまで完売にかかるのか教えてください。

○**藤原建築住宅課長** まなび野につきましては、全体が分譲住宅の部分と分譲宅地とございますけれども、これは商業・業務施設用地ございまして、すべてで613画地ございます。現時点で売れ残りと申しますのが39画地残っております。具体的には、分譲住宅用地が25、分譲宅地が14というふうに残っていまして、平成20年度におきましてこの39画地すべてを処分していきたいということでございます。

○**武井委員** もちろん処分していきたいという御意向はよくわかるんですが、昨今の団地を見ても、売れ残りとかしているところも民間でも結構あるようなんですが、19年度は何戸売れたのか、18年度は何戸売れたのか、そういった過

去の販売実績みたいなものを教えていただきたいと思います。

○**藤原建築住宅課長** 年度別で申し上げますと、平成19年度が17画地、18年度が51画地、参考までに、17年度が66画地というふうになっています。委員おっしゃるとおり、確かに、売れ残りのところというのは環境が少し悪くなってくると思いますか、例えば北側道路に面しているとか、そういう状況の箇所ではございますけれども、分譲に努力してまいりたいと考えております。

○**武井委員** 販促費等も当然かかっているわけですので、どうしても売れない場合は損切りの対応も必要ではないかと思えます。

もう一つ、倉岡ニュータウンの件なんです、工業用地をまた宅地にとかいうような話も報道等でも出ておりますが、現在の状況と今後の販売の見込み等について教えてください。

○**藤原建築住宅課長** 倉岡ニュータウンにつきましては、今年度で業務用地の造成等が完了いたしますので、そのところにつきましては、すべて市のほうに譲渡をしていくということになります。これをもちまして倉岡のほうの販売等につきましてはすべて終了することになります。宮崎市のほうで引き取りました業務用地等を住宅地造成に一部転換をしていますので、その処分等につきましては、宮崎市のほうが処分を行うということになりまして、住宅供給公社としては、この業務は終了するということになります。

○**武井委員** 引き取りについて、一部、宮崎市と公社との見解が異なっているというような話も聞こえてくるんですが、その辺をちょっと教えてください。

○**藤原建築住宅課長** 宮崎市からの要請に基づ

きまして、宅地を公社のほうで分譲してくれないかというような問いかけ等もございましたけれども、公社といたしましては、倉岡地区の活性化のために用地等を取得し、こういった住宅団地初め業務用地等を造成している。この段階で、当初の住宅地の処分価格と申しますのが、周辺の前価を考えますと原価割りして処分しなきゃいけない状況でございまして、現在のところ、最終的な赤字の見込みがおよそ2億6,000万円程度予定をしております。こういった状況の中でございまして、宅地の分譲につきましては、まなび野との並行的な業務の取り扱いになりますので、新たに倉岡につきましても分譲のための体制を整備する必要がありますことから、所要の事務費を要求したところでございますけれども、事務費等の取り扱いにつきまして調整がつかなかったということでございます。

○武井委員 見解の相違についてはまた協議していただかなければならないとは思いますが、2億6,000万、要は造成工事によって公社として赤字が出たという理解でよろしいでしょうか。

○藤原建築住宅課長 結果としてはそういうことになります。

○武井委員 もう一回、なぜ、それだけ赤字が出たかということについて教えていただけませんか。

○藤原建築住宅課長 住宅供給公社は、県内各地でこういった分譲住宅等の造成等も含めながら、県民の皆様方に住宅地あるいは住宅等の供給を行っているところでございますが、確かに、素地価格が高いか安い、あるいは一方では造成費用にかなりの高額を要するかどうか、いろんな時期あるいは地域によっては工事そのものが赤字になることもございます。しかし、公社といたしましては、県下で実施している事業全

体を通じましてプラス・マイナス・ゼロになればいいという考え方でございますので、地域によっては赤字のところもございまして、たまたま今回の倉岡ニュータウンにつきましても、地元等からの要請あるいは宮崎市からの要請に基づきまして実施してはいますが、素地価格等も多少高い中で工事をかけたわけでございますが、評価そのものが結果としては安かったということで、分譲価格を引き下げなきゃならないという結果として、赤字が生じたというものでございます。

○武井委員 ということは、ある意味、宮崎市、特に倉岡あたりというのは住宅団地も少ないということで、市の要請もあつたこともかんがみて、例えば、この2億6,000万について宮崎市と折半をすとか、宮崎市に一部負担をしてもらうというようなことというのはできないものなんでしょうか。

○藤原建築住宅課長 そのあたりの協議と申しますのは、今回の分譲業務を宮崎市から公社が受託する際の協議のポイントだったと思うんですね。ですから、公社としては、素地を造成して宮崎市に引き渡す段階で一定の赤字はしょうがないんだという整理はしているんですが、その上に委託業務として要請されている分譲業務についてまで赤字ということには結びつかないんだらうと考えてございまして、その考え方だと思います。

○武井委員 わかりました。最後に確認ですが、県としてと申しますか、公社としてはこの2億6,000万以上の赤字がこの案件について出ることはもうないという理解でいいということですね。

○藤原建築住宅課長 現時点ではもうございません。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○岡田技術企画課長 先ほどの外山委員の質問で私のほうが少し説明不足の部分があったので、補足したいと思います。スライドに伴う費用についての対応なんです、増加分につきましては現計予算と私、申しましたが、国の補助事業であれば、国の認可を受けて対応するということになります。以上でございます。

○外山委員 フリーウェイ工業団地、公拡法に基づいて県民の福祉向上に寄与すると。過去10年間、公拡法に基づいて県民の福祉増進になったんでしょうか。

○小野用地対策課長 この件につきましては、団地の分譲を開始したのが11年度です。このときに所有と管理を公社が引き受けているわけです。誘致につきましては、商工のほうが現在も一生懸命やっております。おっしゃるとおり、当初、1社が入っております、最近、メッキ工場が入って、現在は2社という状況で、当初の見込みからした場合はなかなか誘致が進まないという状況があると思います。以上です。

○外山委員 普通一般的に何とかの上にも3年とか、10年何とか昔とか、ここはちょうど10年ぐらいでしょう。やっぱり考え方を関係課と協議をして、これだけ莫大な行政投資をして、また管理費も500万でしたか、やっぺらっしやるわけでしょう、20年度も。もうそろそろ公拡法に基づいて対応・対処というものを考えるべきではないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○小野用地対策課長 11年度の契約では、当初、3年間で完売できるんじゃないかなという考えもあったかとは思いますが、当初の契約が3年間で分譲ができなかった場合には県が引き取るんだという契約があったわけですが、御承知の

とおり、3年間ではだめで、その後5年間再延長をしました。それが18年度なんです、18年度も現在のような状況がありますので、公社は22年度解散する予定になっておりますが、それまでお願いしたいという商工からの要望があったものですから、一応、解散までは公社が所有・管理するという状況になっております。以上です。

○外山委員 よくわかりました。今度は寂しい思いがしますね。

指定管理についてお伺いをいたしますが、指定管理になって業績が向上した、委託費も減少で非常に喜ばしいと。これは逆に言うと、今まで直営でやった場合にはそれだけ無駄遣いをしておったというあかしになるわけですか。

○十屋委員長 それぞれの指定管理者に係る課の御答弁をお願いいたします。

○藤原建築住宅課長 県営住宅でございますが、御指摘のとおり、1億2,000万から8,700万ということで相当額の縮減は図られております。ただ、当初予定していました1億2,000万の予定価格、本来が通常業務を行うのに必要な経費というような見方でございまして、あとは4,500戸なりの業務そのものの大きさが、たまたま宅地建物取引業協会が指定管理者として業務をやっていたかと。通常の宅建業務の中でこの管理業務を行っていくというスケールメリットなりを非常に生かした事例だろうというふうに考えていまして、結果、引き下げられた部分が結局無駄だということではないんだろうというふうに考えています。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。現在、臨海公園を指定管理者にお願いしておりますけれども、そのときの単年度の標準価格でございますけれども、5,000万円に対しまして、指定管理

者料が4,900万ということで、約100万の減になっております。これにつきましては、一般で言う入札差額といいますか、その縮減というふうに思っているところでございます。以上でございます。

○平田公園下水道課長 説明の中でも申しましたように、6公園で約3,100万円の縮減効果があったわけですが、これは、工事で言う入札みたいな感じをやりまして、結果、競い合って指定管理者にやってもらったと。その結果、確かに、県で実際やっていたよりは安くなったと。競争性によって安くなったと考えております。一生懸命やっていただきまして、利用者サービスの向上とか、利用者増になったと。結果的に大変よかったなと考えております。以上です。

○外山委員 もういいです。入札の結果と。当たり前ですよ。縮減効果、それはまだいい。それプラス利用者が増加をした、そこを全然触れていないわけでしょう。指定期間を先ほどは5年、今回は3年、自分たちがやっていることに対しては、石の上にも3年でどうこう言いましたね。指定期間はほとんど3年でしょう。これはあと5年とか6年にさせていただいて、もっとゆっくりやられたらどうでしょうか。3年では余りにもかわいそうじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○藤原建築住宅課長 委員の御指摘のとおりに5年につきましてはいろいろ検討をいたしましたけれども、県営住宅につきましては、今、ちょうど住宅を取り巻く環境が大きな転換期を迎えておりまして、代表的に申しますと、1つは公営住宅法の施行令が改正をされまして、一番この制度の根幹となります収入基準が今般引き下げられるというふうな状況になっております。さらには家賃制度につきましても少し見直し

なされまして、民間賃貸住宅とのギャップが少し生じておりますので、この点についての家賃の見直しですとか、これが来年度以降、実施してまいります。そういった環境の中で、もう一つ、平成19年度に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆるセーフティネット法が施行されまして、今、県営住宅では、高齢者ですとか障害者の方々ですとか、9つの世帯についての優先的な取り扱いを実施していますが、これがセーフティネットになりますと、20の世帯について検討していくということになりまして、このあたりの取り組み等を踏まえていきますと、5年間という長期にわたってこれを固定してまいりますと、その間に制度を変えることによって非常に指定管理者側に御迷惑をかけてしまうことも考えられますので、そういったことを含めまして、今回はやむを得ず3年というふうにした状況でございます。

○外山委員 ほかに聞きたいんですが、時間の関係で結構です。ほかの指定管理についての期間を、やっぱり3年は短い私は思うんです。ですから、5年とか6年程度まで期間延長をしていただくように要望します。

それと、議案第7号なんですが、建築住宅課長、まちづくり条例で300平米の規則でいいと思うんですが、改正をお願いいたしました。特定目的で使う300平米ということをお願いしてはいたんですが、現在、対象施設数がどれほど拡大をし、そして、いわゆるバリアフリーといったようなものが改善をされたかどうか、これを教えてください。

○藤原建築住宅課長 バリアフリーに基づきます認定等の件数ということだと思いますが、まず、バリアフリー法に基づきます件数、認定等につきましては、今の取り組みはちょっと弱い

という状況もございまして、平成19年度も8件程度の認定となります。ただ一方で、本県が実施しています「人にやさしい福祉のまちづくり条例」、こちらのほうの届け出件数等によりまして、平成19年度が県下で446施設というふうになってございます。

○外山委員 446分の対応というのは。

○藤原建築住宅課長 今のは届け出施設でございまして、このうち適合証を発行するということとかがございまして、これが県下で173施設に適合証を発行しているということとでございます。

○外山委員 446分の173ということと理解してもいいわけですね。

○藤原建築住宅課長 届け出件数が446でございます。適合証が173ということになります。

○外山委員 19年度実績ですね。

○藤原建築住宅課長 19年度の実績でございます。

○外山委員 わかりました。

○岡田技術企画課長 先ほどの外山委員への補足説明の中で、さらに言葉足らずがございましたので、おわびして、また追加させていただきます。単品スライドの追加予算の中で、国の補助事業だったら変更認可が必要と申し上げましたが、すべてがそのように変更認可が必要というわけではなくて、変更認可が必要になるものについては国の認可が必要と。少額である場合はそうではないということとでございます。既定の予算内で対応するということとでございます。

○外山委員 後でゆっくり説明を……。

もう一回、建築住宅課長さん、66ページ、平成17年で応募者数というのが約1,000件でしょう。18年度は倍になっていますが、この理由は何かあるんですか。

○藤原建築住宅課長 応募者数が平成17年

度、954、18年度が2,028となっておりますが、これは、募集回数が17年度は2回でございます。18年度は募集回数が4回でございまして、これを1回当たりに直しますとおおよそ550名程度が一度に応募したということの延べ人数でございます。募集回数が2回から4回に変わったと。

○外山委員 17年度はおたくがやっておられたわけでしょう。

○藤原建築住宅課長 17年度は建築住宅センターで実施をしております。

○外山委員 いわゆる公がやっていたんでしょう。公がやると年に2回、指定管理者がやると4回で倍になると、こういった行政サービスというのが今まで希薄だったということとでいいんでしょうか。

○藤原建築住宅課長 基本的には募集回数を年4回と考えておりますけれども、17年度の2回になったという背景には、ちょうど17年度の災害がございまして、県営住宅を被災者のために開放いたしました。その関係で募集ができなかったということで、結果として2回になったということとで御理解いただきたいと思っております。

○外山委員 早く言ってくればすぐわかったのに。

委員長、その他でいいんですか。

○十屋委員長 その他の方向に入っていましたから、そのことは報告事項に入っていますから、その他のその他はまた別にします。その他のその他は次にさせていただくとありがたいです。

○濱砂委員 土地開発公社なんですが、ちょっと教えてください。会計処理の問題で、フリーウェイ工業団地は完成土地に入っているんですか、貸借対照表上、バランスシートの中では。

造成して経過しているというやつ。これは、貸借対照表上、バランスシートの中では完成土

地等の中に入っているんですか。

○小野用地対策課長 そうです。

○濱砂委員 これは造成工事代金なんですか。

○小野用地対策課長 そうです。当時、工事費は35億ぐらいだったんですが、今、2社売れておりますので、簿価残が33億ということになっております。

○濱砂委員 売り出している価格は、当初のとりの土地代金なんですか。

○小野用地対策課長 平米当たりが1万2,000円ということで分譲価格は設定しております。ただし、県の補助が30%、高原が15%ということになっておりますので、45%は補助。したがって、実質価格は今、6,600円で売り出しているという状況です。以上です。

○濱砂委員 6,600円で売り出しているけれども、この33億円という金額は1万2,000円で計算した金額なんですか、6,600円で計算しているのか。

○小野用地対策課長 1万2,000円ということですよ。

○濱砂委員 ここにかかるランニングコストとか、当然に借入金、単独資金なら普通会計であれば利息分が毎年上乘せになっていくわけですね。大体開発公社のはかかった利息は乗せていくのが一般的じゃなかったんですか。

○小野用地対策課長 分譲地の造成費用等につきましては、県の借入金を無利子で利用させていただいております。今、その残がちょうどこの33億見合いということで、短期借り入れが14億、長期が19億ということになっております。以上です。

○濱砂委員 県が利息分は負担しているということですね。

○小野用地対策課長 無利子ということになっ

ておりますから、そういう理解になるかと思えます。

○星原委員 先ほども出ましたが、指定管理者のことでお伺いしたいんですが、一期が終わってそれぞれ評価を見ていくと、利用増とか、評判もよかったということで、今度、二期目に入るわけですが、二期に入るのに一期のやつはすべて二期に移っていくということになっているみたいですが、新たに、こういう効果が出たということではほかのことで、単純に言えば県営住宅なんかで、ほかの延岡とか都城とか、そういったところの取り組みについては今回は想定されていないものなんですか。

○藤原建築住宅課長 県営住宅につきましては、今、他の地域への導入につきましては、いろいろ検討をしているところでございまして、宮崎土木事務所以外で最も県営住宅の管理戸数が多いのが延岡土木事務所の1,300戸でございまして、次が都城土木事務所の870戸ということになりまして、一般的に採算性の一つの基準として考えられます2,000戸という数字がございまして、これはどこまで根拠があるかわからないんですけれども、一つの採算性として考えられるのが2,000戸なんだろうと。それを一つの基準に考えますと、他の地域につきましては、管理している戸数が余りにも少ないということで、今、私どもが考えていますのは、市町村の管理戸数も実は宮崎、都城、延岡以外はかなり少なくなっていますので、県営と市町村の連携による指定管理者制度の導入ですとか、こういったことについて現在、検討を進めておるところでございまして、検討内容等がまとまり次第、これが具体化できるか等につきましても、県の関係機関とも協議しながら進めてまいりたいという状況でございまして。

○星原委員 少ないということであれば、今言われた市町村とのそういうことを考えてほしいということも思っていましたし、逆に、採算性が合うとか合わないとかという話が出たわけですが、募集してみて、いなければ、多分合わないからいないだろうと思うんです。価格も安くなった、民間の一般の利用者へのサービスもよくなったという点があるわけですね、この評価を見ると。そうすると、そういうこととかすべてあわせて審査する段階でとか募集する段階でいろいろ調整すれば、戸数だけなのか、それに応募してくるところがなければしょうがないんですが、応募者が仮に都城の870戸でもあるかもしれないわけですね。そのほうが一般県民のサービスもよくなったりいろいろするということがなれば、今出たように、市町村とあわせてとかいろいろ協議しながら、そういう移行をしていてもいいんじゃないかなというのが一点と、先ほど出ましたように、3年でということになっているんですが、いろいろその説明は聞いたんですけれども、私なんか宅建業の人たちの話を聞くと、逆に業者のことがどうとか言われましたが、5年ぐらいに延ばしてもらった方がじっくり取り組みができるとか、またいろんなアイデアとか知恵とか出していけるとかという話も聞かされているんですが、皆さん方のところにはそういう意味での話というのは届いていないものなんですか。

○藤原建築住宅課長 1点目の指定管理者をとにかく募集をしてみるという決断的な話だろうと思いますが、県営住宅の場合はほかの施設と異なりまして、常にそこに入居者がいるという前提で物を今、考えております。したがって、募集段階でございますと、応募がなければ結果として県が直接管理を行うということは可

能でございますが、一たん、指定管理者制度を導入した途中において指定管理行為ができなくなった場合に、その段階で県がさらに直接管理に切りかえていくという、これが非常に困難な状況になりまして、指定管理者がいなくなって県が直接管理を行える間のその間が非常に県民サービスの低下を招くことも考えられますので、かなり慎重な対応が必要だろうというふうに考えております。

○星原委員 だけど、そういうリスクの面を言えば、どの部分もそうだと思うんです。今の時代ですから、指定管理者になっているところが倒産するとか、そういう可能性もありますし、今、宅建業の場合なんか、協会が間に入って何社かでやっていますし、逆に協会責任も入っているはずなんですね。だから、宮崎なら宮崎の県の協会があつて何社かが入っている。ほかの地域でもその地域にまた協会があるわけですね。そういうこととすれば、もし、どこかがだめな場合はその中で引き続き変更できるような形もできないことはないと思うんです。契約がちょっと違うとか何とかということにはなるかもしれませんが、今言われるリスクの面は、いろんなことを考えていけばいいでしょうし、ほかの部分だって、今やっているところが必ずしもその期間どおり、3年、5年仮に延ばせば、その部分がだめになるという可能性はあるかもしれませんが、これは委託するときはその辺の契約の中に多分うたってあるんでしょうから、その場合のことは、私はそうじゃなくて、民間に委託をしていくほうにより有利になるような考え方をしているといいんじゃないかなというふうに思うんですが、それについてはどうなんですか。

○藤原建築住宅課長 今、委員が宅地建物取引

業協会のケースをお出しになりましたので、ちょっとそこを引用して申し上げますと、例えば、宅地建物取引業協会は、一つの協会組織本部がございますが、各支部には財政的な能力と申しますか、いわゆる万が一のリスクに対する補償能力というのが各支部にはございません。これは、協会の収支そのものが本部が取り扱っている格好になっております。したがって、宮崎土木事務所管内におきましては、本部を中心に据えていると申しますのは、万が一のリスクに対しては本部がそのリスクを負うという状況になっています。したがって、宅地建物取引業協会が他の地域に出かけていった、例えば延岡に出かけていったという場合には、延岡にも支部はございますが、延岡で管理を行うものに対するリスクというのは、当然ながら、本部が請け負うということになりますので、本部が宮崎のリスクと延岡のリスクを賄えるかどうかという、いわゆる資産上の能力と申しますか、ここが大きなポイントになってまいります。そういったことも当然慎重に検討をしていく必要があるということになります。

○星原委員 その件は、公募して申し込んできるときに、皆さん方のほうからこうですよと、それであえて申し込めるかどうかはその時点で本人さんたちも判断すると思うんですね。皆さん方でどうこうじゃなくて、申込者が、そういう今言われたような条件を言えば、それに対して自分たちはそういう条件だったら申し込めないということで申し込まないかもしれないわけですね。あるいはいろんな条件でできると思うかもしれないわけで、それは考え方だろうと私は思うんです。それはそれでいいです。

一期であって二期なくなる部分と、県土整備部としては指定管理に入るものというのはほか

にはないものなんですか。

○持原管理課長 今回の二期の見直しに当たりまして、いろいろな角度から、県土整備部で管理している施設等を含め検討いたしましたけれども、現時点では、公営住宅の枠の広げとか、そういう程度にとどまるというふうに最終的には判断しているところでございます。

○星原委員 今の状況の流れが続く以上は今回、3年間、ある程度考えるわけですから、将来的に指定管理に持っていきそうな管理している施設というのはないものなんですか。

○持原管理課長 具体的な名前は現時点では申し上げられませんが、県土整備部として管理している公の施設等の中で、その可能性等について一部検討するものがあるというふうにはありますけれども、その辺は今後の状況等を見ながら、施設の管理面だけじゃなくて、ほかのいろんな要素も考えまして、考える部分というのはあるかと考えております。

○河野安幸副委員長 1点だけ教えてください。宮崎西環状線、用地買収は19年度はどこをされたんでしょうか。

○山崎道路建設課長 宮崎西環状線につきましては、今、松橋工区、それから南のほうに行きまして2工区として着工しております。用地買収につきましては、松橋のほうは今、団地のほうを中心に用買を進めているというようなことでございます。それから、南のほうは古城工区を今度から立ち上げますが、新規箇所になりますので、そちらに用地買収を進めていくということになります。以上です。

○河野安幸副委員長 わかりました。

○十屋委員長 それでは、その他の報告事項につきましては、これで終了したいと思います。その他のその他につきまして、何かありました

ら、お願いいたします。

○**外山委員** 最近、ある町から電話があって、おやじが家に放火をしたと、それで息子、娘が投げ出されると、それである町に相談に行つて、緊急避難の町営住宅はあいていませんかと言つたら、あいておらんと、それで今から死にますからという電話があって、びっくりして飛んで行つたと。それで、私、不親切だなと。例えば火災で緊急避難の場合に、県営住宅はそういった住宅というのは確保しなければならないというふうになっていたんじゃないですか。何せ10何年前の市会議員時代はそういうふうな記憶があったものですから、どうなんでしょう。

○**藤原建築住宅課長** 県営住宅についてはというわけじゃございません。公営住宅につきましては、こういった災害被災者等につきましては、罹災証明等をとれば優先的に入居ができるということになっておりますけれども。

○**外山委員** 優先的に入居ということではなくて、そういった住宅を確保しなさいと、そういうふうになっていたんじゃないのかということを知っているわけです。

○**藤原建築住宅課長** 優先的といいますのは特定入居ということでございますので、ある意味では無条件に入れるというふうな状況でございます。

○**外山委員** 例えば地震災害、そういったこととは別に、火災で罹災をして、友達のところにも身を寄せておられるわけです。周りから白い目で見られ、子供も小学校に行かないと、そういう状況の中で、緊急避難的に何とかしてくれということを町に言ったところ、あいていないということで断られたと。僕はあれと思ったのは、そういった住宅は確保しておかなければならないというふうになっていたんじゃないんですか

ということを知っているわけです。

○**藤原建築住宅課長** 詳細に調べますので、少し時間をいただけますか。

○**十屋委員長** そのほか、質問がありましたら。

○**外山委員** もういいです。後で調べていただかないと。

○**十屋委員長** ほか、ありますか。

○**武井委員** 都市計画課になるかと思うんですが、橘通りの2車線化の件について少し伺いたいんですが、もちろん、市が基本的にやっているということは十分わかった上でなんですけれども、いろいろな協議会、また、その他もろもろの資料を見ますと、参加している人の話等を聞いても、宮崎市が2車線化の実験もどんどん進めて、やりたいというか、やる前提でいろいろな話をしているということで、非常に不安を感じている人も多いんですけれども、これについて、宮崎県として、清武町とか宮崎市だけで渋滞していくということになれば完結する問題じゃ当然ないと思うんですが、適切な形で意見を述べていく場というのは担保されているのか、また、今までどういう意見を述べられたとかあれば教えていただきたいんですが。

○**黒田都市計画課長** 橘通り公園化の2車線化ですけれども、これは、宮崎市が宮崎市の中心市街地活性化基本計画の中の一環として取り組んでおるものがございますけれども、現在の橘通りの220号線につきましては、交通量は2万9,000台ほどございまして、この容量としては3万1,000台でほぼ満杯という状況でございます。その一方、橘通り中心としては、中心市街地活性化の手段としての一環でございますので、その両面から、県としては広域的な立場から助言していきたいというところがございます、そういったの見守っているところでございま

す。以上でございます。

○武井委員 見守っておられるのはよくわかるんですが、ぜひ、いろいろと一步踏み込んでお話しいただければと思っております。さっきおっしゃったとおりで、道路容量もほとんどいっぱい、雨のときなんかは、皆様も通ってみえると思うので状況はよくおわかりではないかと思うんですが、そもそも論として一つ伺いたいんですが、220号ですから、当然、国の管理の道路であるんですけれども、国の管理の道路について、市が市の立場であるような形で具体的な計画なんかを決めてしまうというのは、権限的にそもそもあっていいのかと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○黒田都市計画課長 宮崎については、宮崎の広域的な交通対策について、宮崎市を初め、国土交通省も入って長期的な見通しで今、検討中ではございまして、その辺を見据えながら、その観点からもあわせながら国土交通省も一緒になって検討することになるかと思っております。

○武井委員 最後に要望にいたしたいと思うんですが、そういった意味では、県並びに近隣の町村もありますから、ぜひ、そういったところの意見もまた取りまとめていただいて、県として、このままいくと決まってしまうんじゃないかという危惧も非常にするものですから、積極的にその辺の懸念があれば懸念をしっかりと述べていただきたいと希望しております。以上です。

○星原委員 一般競争入札、入札制度のことでいろいろ今回も質問等も出たわけですが、私も、この5月、6月、いろんな関係団体の総会等に出て、出てくる中のそういうもので、過去ずっと聞かれているわけですから、今の時点でどこら辺まで進捗しているかなんですが、ま

ず第1点目が、事後公表を何とかしてくれと、金額は3,000万でも4,000万以上でもとりあえずいいんで、事後公表にしないと、いよいよ企業がだめになっていくという声を聞くんですが、この事後公表については過去にも何度かずっと経緯の中で聞かされてはいるんですが、今時点では、どのような考えで進もうとしているんですか。

○持原管理課長 全国の状況を申しますと、26の都道府県が現在、事前漏えいとか入札不調による工期のおくれ、事務手続のおくれというような観点から事前公表、そして事後公表している県が10県、併用が11県、ですから昨年度の状況からしますと、昨年度、事前公表をしている県が30県だったと記憶しておりますので、少し事前公表の県が減っているというような状況はございます。国のほうが、今回、3月に事後公表にというような通知を、要請してきたという事情も一つございます。そういうことで、うちの県としては、昨年10月に最低制限価格を引き上げまして、その後の状況等を今現在、検証しているというような状況でございます。

それと、昨年の9月に、県議会のほうで事後公表とするようにというような決議があったことも十分理解しておるんですけれども、そういうようなことで、6月からは、綱紀保持要綱というようなことで、入札手続の公正さを確保するようなマニュアルと申しますか、そういうような手続もとったところではございまして、昨年からのそういう検証等を続けながら、適切に判断していきたいというような状況でございます。

○星原委員 全国ではまだ事前のほうが多いということなんですが、完全に宮崎みたいに250万ぐらいから一般競争入札を取り入れているところと、多分、指名競争でやっている県もあるか

もしれないわけですね。だからその辺のところ
で分けて考えないと、ただ47都道府県をすべて
事前公表が多いですよというのが当てはまるの
かなと。要するに、業者の人たちから見れば、
価格競争で自分たちが厳しくなってくるという
のがあるわけですね。事前で大体予定価格がこ
の辺で来るんじゃないかなというのを想定して
みんなが入ってくるわけですから、それが指名
競争になっている県だとその辺がどこら辺まで
なっているかというのは、また違うんじゃない
かなと私は思うんですが、その辺は検証はされ
ているんですか。

○持原管理課長 全国で今、250万以上を一般競
争に移行している県というのは、ことしの4月
の時点で11県ございます。ことし中に13県程度
になる、2県程度ふえるというような予定でご
ざいますけれども、このうち、大体うちの県
のようなスタイルのところ、併用しているところ
もあるんですけれども、5県程度というふう
に記憶しております。その辺も十分見ておると
ころでございまして、例えば、九州各県で事後
公表をしているところが長崎と沖縄でございま
す。併用しているところが佐賀、残りの県は全
部事前公表という、うちの県と同じスタイルな
んですけれども、長崎あたりの事後公表の状況
を見ても、かなり最低制限価格ぎりぎりに張り
ついているような状況というのはどうしても出
てきているようでございます。したがって、
そのような他県の状況等も十分見ながら、昨年
度の結果の検証とあわせて判断してまいりたい
というふうに考えております。

○星原委員 そうなってくると、今度逆に考え
られるのが、今、最低制限価格を引き上げた
ということで80から85の間に来ているわけですね。
大体81.何ぼ、その辺のところ、落札されている

ような感じが多いわけですね。そうすると、逆
に最低制限価格が引き上がる形になればまた少
しは違うのかなという感じもするわけです。だ
から、皆さん方が100%で積算されているものを、
逆に言えば100でとつても別におかしくはない、
積算の中ですから、100以内だったら別にいいわ
けで。どの辺にこの工事だったら利益分岐点
があるのかなという、80から85に引き上げた
ということは、その辺を80でとつても企業として成
り立つ、元請でやり、あるいは下請を使ったり、
いろんなことまで使っても成り立つということ
で最低制限が決められているのかどうか。今、
いろんな業界の人たちからすると80ではいいと
ころないんですよという話なんですね。という
ことは、とらないよりは、それでとらないと会
社がもたないからとっているだけで、利益まで
はとっていないんだと。そうなったときに、公
共事業じゃなくても、通常の商売でも、それぞ
れ店でいろんなものを売っている人でも5%と
か10%とか、要するそこに利益がないと経営は
できないんですね。だから、そういう利益の基
準をどの辺に置いて最低制限価格、要するに5%
は利益が出るでしょうか、10%は利益が出る
でしょうか、そういうものを決めて最低制限
価格が今、決まっているものなのか、今までが70
から80でもとつていた、だけどそれは厳しいと
いうことだから80から85に決めたのか、その辺
の決め方の基準というのはどういうふうにとら
えたらいいんですか。

○持原管理課長 いろいろお話の中で、昨年10
月から工種に応じて80%から85%ということで、
従来の70から80を、80から85ということで引き
上げたところ、その引き上げ後の落札率の平均で見ますと84.6という水準に
いっております。ただ、おっしゃるように、い

ろんな業界の方、それぞれ個々の業者さんの手持ちの機械とか工事量とか資材の状況とか、その辺いろいろ千差万別ですので、一概にはそれで赤字が出るとか黒字が出る水準というのはなかなか難しいものがあるかとは思いますが、結果的に84.6に上がっていると。ただ、業界の状況として、非常に厳しいという声が引き続き出ているということは私ども、十分承知しておるところなんですけれども、現時点としては、昨年上げた結果をさらに分析をし、状況等を見ながらいろいろ判断していくのかなというふうに考えておりますけれども、国の価格調査制度あたりの基準から考えますと、さらにとり状況は厳しい状況もあるというふうには理解しております。以上でございます。

○星原委員 次に、県内業者を育成というか、育てていくというのは宮崎県の範囲でしかないわけですね。ですから、県内業者を育成していく上で、県内の事業を県内の業者でというのが基本だと思うんですね。私が平成7年に県議になったころは、隣の鹿児島県は95～96%というのが、県内業者に82～83%でやっていた。今は多分、宮崎県も93%～95%ぐらいになっているんじゃないかなと。そういうふうになってきているわけですね。それと同じで、それぞれの業種の中で、金額に直せば仕事としてなるものは、なるべく県内の業者にやるための知恵を使っていかないと、県外の準大手とか県外のゼネコンとかが入ってきて、彼らは宮崎県で食べているわけじゃないわけですね、ほかの県でも食べるわけで。ただ、宮崎県の業者がほかの県に行って稼ぐというのは今の状況ではなかなかできない。そうなってくると、金額は多いときは2,000億ぐらいの公共事業費があったのが1,000億ぐらいになってきているわけで、半分

になったんだけど、そういう中で、どのような形でやったら少しでも県内業者に仕事を落としてもらえる、あるいは金額的にもそれを渡せるか、そういう部分が私はあるような気がするんですよ。だから、土木でも建築でも、あるいはそれ以外のり面とか舗装とかいろいろあるわけなんですけれども、そういったもの一つ一ついろいろな業種別に、県外の大手の割合と県内業者、その辺をチェックしていただくことと、県外業者がとっている範囲でも県内でできるんじゃないか、県内業者に渡すべきではないか、その辺をやはり検討してもらいたいような気がするんですが、その辺についてはどう考えておられますか。

○持原管理課長 私ども、今回の資格要件の設定に当たりましては、原則、県内業者ということで地域要件を設定しているところなんですけれども、おっしゃるように、一部従来からの流れといいますか、例えばアスファルトのプラントなんかを持っているような県外業者を一部準県内というようなことで、県内と同様に取り扱っているというような状況はございます。それは、例えば、とび土工でありますとか、電気とか、管とか、特に舗装とか、従来からの流れの中でそういう取り扱いをしているところはございますけれども、おっしゃるように、今、一般競争入札が拡大いたしまして、かなりその辺のプロテクトといいますか、その辺がやや県内業者が不利な状況に置かれているというような面も出てきておりますので、その辺を含めて、例えば総合評価でありますとか、資格要件の設定等で内部的にはそういう検討をしていこうというような議論を十分しているところでございます。

○星原委員 測量とか設計関係で同額で何十社もやって抽せんになっているという話を聞くん

ですが、私のところに言ってきているのは、同じ抽せんで30社なら30社で同額でしていれば、皆さん方のほうからどこかに当たって番号でどこですよと行くらしいんですけれども、結局、業者に見れば、同じ金額だったら、日にちを明くる日に変えてでも自分たちの目の前で何か抽せんするような方法でもらわないと、何となく積算をして、出して、金額が一緒だと、コンピューターか何かでぱっとやられるんでしょうけど、どういうふうな形でなされているのか、結局、不信感というのが結構あるということなんです、そういう点については何か考えはないものなんですか。

○持原管理課長 例えば建設工事で19年度、くじによるものが1,626件のうち36件、約2.2%ございました。建設関連の業務では、19年度、1,007件のうち46件、4.6%というようなことで、若干建設関連業務、特に測量等の分野でくじ引きが多くなっているという傾向は十分承知しております、しかも、業者さんもかなりたくさんの中でくじ引きが行われている状況というのは十分把握しているところでございます。昨年度、最低制限価格を新たに測量等について設定したところでございまして、特に測量等につきましては、人件費あたりの積算というのが基本になっているものですから、割と工事に比べますと積算がしやすいというようなこともございまして、最低制限価格ぎりぎり同額の入札が多くなっているというような状況にあるのかなというふうに考えております。その辺の最低制限価格の積算方法の検討というのも一つはあるのかなと思いますけれども、現時点では、昨年の7月から電子入札というのを全面的に導入いたしまして、よその県になく非常に円滑に業務としては電子入札というのはうまくいっているのかなと

いうふうには考えておりますけれども、おっしゃるようなくじ引きが、何と申しますか、電子入札では味気ないという、何かその辺の業者さんの気持ちもわからないではないですけれども、減ったとはいえ、多数の事務を土木事務所のほうは処理しておりますので、現時点では、そういうことで電子入札でやらせていただいておりますけれども、これは非常に公正な手続の中でやられておりますので、業者さんのおっしゃる心情は十分理解しておりますけれども、引き続き電子入札で円滑にやらせていただきたいというふうに考えております。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 今のようなことをきのう、時間があったら一般質問で聞こうと思っていたんですが、その中に出しておったものですからね。一般競争入札導入後の倒産件数と失業者数の近々の情報を教えてください。

○持原管理課長 19年度は倒産が52件で、全業種の51%ということで、18年度の1.6倍ということでございました。それから、従業員数でございますけれども、52社、620名ということでございました。18年度は33社、従業員ベースで180人ということでございました。

○濱砂委員 4月以降はわからないでしょう。

○持原管理課長 4月以降は、4月が5業者、5月が8業者という状況でございます。

○濱砂委員 失業者の数は。

○持原管理課長 今、手元にはございませんので、しばらくお待ちください。

○濱砂委員 廃業者も入っているんですか。

○持原管理課長 20年4月から5月のトータルの倒産件数が13件、従業員数が100人、19年度が倒産件数が4月、5月同月比で8業者、倒産企業の従業員数が88人ということでございます。19

年度の廃業が113件、ただし、新規許可もありますので、この分が149、20年度、4月、5月の分だけですけれども、新規許可が43に廃業が27という状況です。

○濱砂委員 それから、総合評価の中に県が加算をする中に新規雇用の創出というのがありましたね。これは、非常に会社経営が苦しいと、最低制限ぎりぎりでもとらなくては従業員の給料が払えない、借金もあるし廃業もできない、そういう状況の中で、大きくというか、技術者を抱えれば抱えるほど、いわゆるランニングコストがかかって毎月の管理費もかかっていく、そういう中で、これを加算点と言われてもなかなか採用ができないというのが現状みたいなんです。よく話を聞くんですが、どういう理由でそういうのが入ってきたんですか。

○持原管理課長 建設業協会の皆様ともいろいろ議論させていただく過程で、ある程度の大きさのところというのは非常に今、建設業界、高齢化が進んでおって、非常に経営は厳しいけれども、若手技術者の養成というのが大きな課題になっているというようなことで、ぜひ、そういう総合評価あたりの検討に当たっては入れてくれというような話もございまして、いろいろその辺の議論の中で新規学卒者、あるいは例の産業開発青年隊の問題もございまして、その辺を評価させていただくというようなことにしたところでございます。もちろん、小さい業者さんのところでその辺の事情が非常に厳しいということは十分わかっておりますけれども、総合評価に当たりましては、今回、2,000万以上、従来は4,000万でしたけれども、それ以上のもので適用しようということで、割と上のほうでやろうとしております。小さいところの業者さんに対しては、地域企業育成型というようなこ

とで、来年の1月からになりますけれども、もう少し簡単な、さらに簡単な価格入札があれば、あと地域貢献とか実績とかを評価して、地域の企業がより十分落札できるような、宮崎モデルと申しますか、新たな総合評価落札方式というのを、さらに簡易型のものをやろうとしておりますので、その辺の中でつくっていただけるんじゃないかなというふうに考えております。

○十屋委員長 ほかほかございませんか。

○藤原建築住宅課長 先ほどの外山委員からの罹災者のためにあらかじめ県営住宅などの、いわゆる公営住宅を確保しておく必要があるのではないかというお尋ねでございまして、公営住宅法上の規定はございません。以上でございます。

○外山委員 例えば消防行政の中でも、救急搬送する告示病院というのがあります。告示病院は、ベッドを5床、10床あけておかなければいけない、そういうふうになっています。これは、人の命を守るという視点から、救急搬送、消防行政の中ではそうなっていると。福祉行政の中ではショートステイということで特養等が5床ないし10床あけておかなければいけない、そういうふうになっています。これだけ震災とか、いわゆる中国の地震、岩手・宮城の地震、台風のまち宮崎、こういった中で公営住宅等についても、例えば県営住宅の中で1つの部屋とか2つの部屋ぐらいいはあけておいたほうがいいんじゃないのかなというふうに単純に考えます。確かに、ある町では、うちはあいていませんということでリジェクトをして、また路頭に迷うということで、その職員にも私、電話をしました。断るのは簡単だと、ちょっと待ってくださいと、県営住宅とか近隣の市町村にも問い合わせをして、空き部屋がないかどうかを確認した

午後 3 時46分散会

上で、そういった相談をされたほうがいいんじゃないんですかということをおきました。というのは、みずから命を絶たないといかんと、こういった中で簡単に質問があったことを答弁するのはちょっとどうかなと思ったから、担当課が違って申しわけありませんが、つい最近も有水から同様な相談の電話があつて……。自殺防止というのは、まず困ったら役場に行くと、住宅の問題、福祉の問題いろいろですね。ですから、僕は、県庁の職員とか市町村の職員が、ミッション、パッション、アクションだと思うんですよ。やっぱり使命感を持って、情熱を持って行動をする、こういったものを考えていただきたいなど。だから、公営住宅についても十分検討をしていただきたいと思います。以上です。

○十屋委員長 要望として、よろしく願ひいたします。

それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時24分休憩

午後 3 時45分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は14時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 何もないようですので、本日の委員会を終了したいと思います。

平成20年6月26日（木曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		坂元	裕一
委員		星原	透
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課	主査	山中	康二
議事課	主査	大下	香

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

お諮りいたします。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第2号、第7号及び第9号並びに報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号、第7号及び第9号並びに報告第1

号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願についてであります。まず、請願第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○坂元委員 これは説明文の理由に非常に意に沿わない点がありますが、求める内容については別に反対するものではありません。ただ、できれば、議発条例でやっていくというぐらいのことを基本に置けば、私どもの委員会で来年の2月定例会までに成案を見るように努力したらどうだろうかという意味を持って、継続していただくとありがたい。もちろん、その趣旨を生かして実際に取り組むかどうかも含めてですね。

○十屋委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手全員、よって、請願第9号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、決議についてであります。「県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議（案）」について、決議の内容、文面等について御意見はありませんか。

○武井委員 会派でも協議をしてみました。主に2点なんですけれども、まず1つは、趣旨としてはよろしいかと思うんですが、そもそもがこういうことになったというのは、官製談合の問題から発生して、こういう形、入札改革になってきたということで、そういった官製談合の根絶を目指すとか、再発防止、それからまた予定価格の事後公表等ということであれば、前の決議でもありましたけれども、価格の漏えいというような問題というのが一方ではリスクと

して発生するわけですから、そもそもなぜこういう問題が起こったのかということと、事後公表等を入れるのであればそういったことを盛り込む必要があるのではないかと、これが1点でございます。

もう一点は、3センテンス目の「そのような中……1割を占めている状況がある」というところがあるんですが、これについては知事も議会でそもそもの数の話に言及されたりして、解釈としてはどちらでもとれるところがあるのではないかと、このところでは、「そのような中から」のこの一文については取り外したほうがいいのではないかと、このことと、以上です。

○河野哲也委員 公明党も会派内で趣旨については大いに賛成するという方向で、ただ、善後策の具体的な3点目、これは先ほど「愛みやぎ」のほうからもありました第1点の理由から、よければ文言訂正ということで、「予定価格の公表のあり方」ということで、「事前・事後」という言葉はなくして、これは等級でとか、そういう部分も議論の余地があるということで協議しました。

○坂元委員 武井委員が言われたとおり、下から4行目ですか、「公益性を求め、法令遵守を前提とすることは当然として」とか何か入れるか、コンプライアンスの徹底が前提なんですかね。

○濱砂委員 前提だけれども、そもそも官製談合というのは業者がするものじゃない、当局側の問題だから、もっと綱紀粛正をすればいいことで……。

○坂元委員 コンプライアンスの徹底は、きちっと徹底的に意識を持たなきゃいかんというのが前提になると。あの連中はマッチングがどうだ

こうだと言うけど、あの三ツ矢サイダーのマークが全部漏らしているわけだから。

○濱砂委員 コンプライアンスを徹底しなきゃいかんのは県庁なんです。

○武井委員 もちろん、それはそのとおりなんですけど、もともとこういった入札改革の発端というのが、官製談合があって、つまり、業者さんと県のかかわり方とかいうもので考えたときには、単に業界を守るみたいなイメージにとられないようにしていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

○濱砂委員 要は県から漏れておるものだから。業者は知らんわけですから、県が漏らさなきゃ何も問題はないんです。

○星原委員 今回の一件は、県内の今の経済の落ち込んでいる中をどうするかということの中で申し入れするわけでしょう、今度決議するわけですね。起きていることの事象は今出ている。あるいは今後やっていけなくちゃいけない、この部分はそれなんだけれども、今このままでいいのかということ、じゃ、我々の委員会として、3本柱の一つになっているのが、建設産業はこのままでいいのかと。そういうものに対してもう少しぴしっとやってもらわんと、今のままでは多分、いい企業も悪くなっていく可能性、地域に与える経済的な影響も非常に大きいと、そういう部分で再度決議じゃないかなと私は思うんですね。

○武井委員 もちろん、その決議の趣旨もわかります。それ自体に反対するものではないんですけど、ただ、県民の立場からしたときには、いろんな考え方をする県民というのは当然いるわけですから、そもそも論として考えたときに、やはりそういった意味で締めるところは締めるけど、業界の大変な現状はわかるからという形

のほうが大部分の県民に理解されやすいものになってくるのではないかと、そういうことによって決議の重みというのも増してくるのではないかと考えます。

○坂元委員 なぜ、かくなる事態に至ったのかという原因は、もとを正せばそこだから、そこをやっぱり厳然と再び起こらないようにしなきゃならないということはもちろん前提だということはどこかに入ればいいんじゃないですか。

○十屋委員長 武井委員、それでいいですか。

○武井委員 はい。

○十屋委員長 ほか、ありませんか。

○濱砂委員 法令遵守ということは入れていきたい。

○十屋委員長 ほか、ありませんでしょうか。

先ほど、河野委員から出ました「予定価格の公表のあり方」という表現でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、今出ました御意見を踏まえて案文を修正した上で、当委員会として発議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

○外山委員 「1割を建設業」、これはどうするんですか。

○武井委員 単純なところなんです、いろいろな解釈ができるということですから、3センテンス目に、「そのような中、本県の産業構造は」というところから「占めている状況である」までの2行を丸々外してしまえばよろしいと思います。

○十屋委員長 そのように案文を後ほどつくりまして、また皆さんのほうに回覧をしたいとい

うふうに思います。

それでは、当委員会の発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 では、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望があれば承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 委員長報告につきましては、内容は正副委員長に御一任いただくということとよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月25日に開催を予定しております。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うことになっております。この報告に当たって、お手元に配付の委員長報告骨子（案）をもとに行ってまいりたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、総会における委員長

報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定したいと思います。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時15分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

さきの委員会で決定しましたように、7月は高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の前々日、23日に高速道路の整備等についての説明、質疑を行った後、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時43分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月27日から29日にかけて実施することとし、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。具体的な日程、行程等につきましては、後日、また御案内を申し上げたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時47分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

○坂元委員 先ほど請願第9号を継続審議にしましたね。その理由に対する質疑があるかもしれませんが、私はさっき漠然と言ったけど、条例をつくれというのならこの委員会で発議してもいいんじゃないかというふうに申し上げましたが、それを確認事項とか何とかして、作業を進めるのか、こっちに投げるのかということを引きちって決めておいたほうが私はいんじゃないかと思うんですが。

○十屋委員長 今、坂元委員からありましたが、宮崎県の中小企業振興条例につきまして、当委員会で対応するか、もしくは執行側のほうにそれをつくっていただくような取り組みに対して働きかけをするのか、それぞれの委員の皆さんの考えを聞かせていただきたいんですが。これは私ごとで申しわけありませんが、昨年11月にこれをつくれと言った経緯もあります。非常に大事なものであるというふうに思っていますが、中身につきましては、詳細に読みますとまだまだ……。

○外山委員 これは自民党の政策ではないのと。これ、通るのかなと思っていたんですよ。だから、僕は趣旨賛成、でも紹介議員にはならないと。委員長がおっしゃったように、これは十屋委員長も議会で質問されたわなど。継続という言葉が出たものですから、しかし、次の議会では賛成を含めてという話があったから、これはこれで継続に賛成をしいんじゃないかということで今、継続に賛成をしました。そこで、確かに、委員長報告に対する質疑があった場合、委員長の答弁になると思うんです。そのとき、ある程度話し合って善後策を決めておかないと何かまずいことになるのと違うかなと。

○十屋委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時53分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

この請願につきましては、さらに調査研究をしていくということのもとで、継続ということにさせていただきたいというふうに思います。

ほか、何かございませんか。

○河野哲也委員 43ページ、議案第2号の各党派での検討の中で、結局、この値上げが県民側にはね返らないようにしなきゃいけないなという意見というか、床面積のあれがちょうど住宅の範囲のあれなので、それが意見として出たということ。

○十屋委員長 わかりました。委員長報告の中で少し触れさせてもらいます。

ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時54分閉会